

北茨城市

# 子ども・子育て支援プラン

北茨城市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画



平成 27 年 3 月

北茨城市



## はじめに



急速な人口減少や少子高齢化、家族形態の変化、働き方の多様化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに関する意識も変化し、保育ニーズも多様化しています。また、地域のつながりの希薄化もあいまって、子育てに不安や負担感を感じる家庭も少なくなく、児童虐待や育児放棄、子どもの貧困などが社会問題となっています。

こうした中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年7月からは、子育てを社会全体で支援し、幼児期の教育・保育および地域の子育て支援を総合的に推進するために、子ども・子育て支援新制度が実施されます。

本市では、これまで、「北茨城市次世代育成支援行動計画」を策定し、保育サービスの充実を図るなど、子育て支援に取り組んでまいりましたが、このたび、「みんなで育む えがお輝く子どもたち」を基本理念とする「北茨城市こども・子育て支援プラン」を策定いたしました。

子どもは未来を創る存在であり、社会の希望です。子どもや子育てを支援することは、北茨城の未来を創ることにつながります。

すべての家庭が安心と喜びをもって子育てができ、一人ひとりの子どもがいきいきと健やかに成長できるように、地域や関係機関と連携しながら、市民の皆様とともに施策を推進してまいります。皆様には、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力くださった皆様をはじめ、子ども・子育て会議の委員、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

北茨城市長 豊田 稔



## 目 次

第1章 計画の考え方.....	1
1 計画の趣旨.....	2
2 計画の根拠・位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定.....	6
第2章 子どもをとりまく現状.....	7
1 地域と子どもの現状.....	8
2 アンケートからみる子どもの現状・課題.....	13
3 子育て支援施策の現状.....	15
第3章 計画の理念・基本目標.....	21
1 計画の理念.....	22
2 基本視点.....	23
3 基本目標.....	23
4 施策体系.....	24
第4章 施策の展開.....	25
基本目標1 総合的な子ども・子育て支援事業の充実.....	26
施策の方向1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の一体的整備.....	27
施策の方向2 多様な子育て支援事業の充実.....	30
施策の方向3 きめ細かな子ども・子育て家庭への支援.....	33
施策の方向4 相談・情報提供の充実.....	39
基本目標2 健やかな子どもの育成・教育環境の整備.....	41
施策の方向1 次世代の健康づくり.....	42
施策の方向2 教育・生涯学習と地域連携.....	47
基本目標3 安心して子育て・子育てができるまちづくり.....	51
施策の方向1 子育てしやすい生活環境の整備.....	52
施策の方向2 交通事故や犯罪のないまちづくり.....	54
施策の方向3 仕事と子育てが両立できる環境整備.....	57

第5章 子ども・子育て支援重点事業 .....	59
1 基本指針.....	60
2 教育・保育の提供区域の設定 .....	60
3 教育・保育の見込量と確保方策 .....	61
4 地域子ども・子育て支援事業の見込量の設定と確保方策 .....	64
第6章 計画の推進.....	71
1 推進体制.....	72
2 施策の点検・公表.....	73
資 料.....	75
資料1 <アンケート調査結果>から .....	76
資料2 北茨城市子ども・子育て会議条例 .....	87
資料3 北茨城市子ども・子育て会議委員名簿 .....	88
資料4 子ども・子育て会議のこれまでの経過 .....	89

# 第1章 計画の考え方

## 1 計画の趣旨

### (1) 子どもの育ちと子育てをめぐる現状

少子高齢化社会の進展や経済社会の変動に伴い、共働き家庭・核家族の増加、長時間労働や非正規雇用の増加等、地域・家庭における子どもの育ちや子育ての環境は大きく変化しています。就労の有無にかかわらず、多くの家庭で子育てについての不安や負担、孤立感が高まっています。また、地域においては、児童虐待や犯罪の危険、交通事故など子どもの安全がおびやかされるような状況があります。

子育てに不安や悩みをかかえる母親への支援をはじめ、子育て家庭への支援を強め、どのような家庭環境にあっても、一人ひとりの子どもが等しく、健やかな育ちが保障され、「子どもの最善の利益」(注)が実現されるような地域社会を、地域みんなの力で実現することが求められています。

(注)「子どもの最善の利益」:「児童の権利に関する条約」(国連平成元年採択、日本は平成6年に批准)に定められている条文で、子どものことを決める場合子どもにとって最もよいことを考えなくてはならないという基本原則の一つ。

### (2) 計画策定の経緯

平成24年、国では「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、これに基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から開始されます。新制度では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・計画的に実現していくこととしています。

本市においては、これまで、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法(注)により「北茨城市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援に関わる総合的な対策を推進してきました。

これを踏まえて、本市の子ども・子育て支援施策の更なる充実を図り、総合的に推進していくために、本計画を策定することとします。

(注)次世代育成支援対策推進法:次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年に地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため制定されました。平成26年にさらに10年間延長することが定められ、市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)の策定は任意とされました。

## 2 計画の根拠・位置づけ

### (1) 計画の根拠

この計画は、北茨城市において、子ども・子育て支援法第61条を根拠とする「子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項を根拠とする「市町村行動計画」の両計画を一体的に策定するものです。

名称は次の通りとします。

#### ■北茨城市子ども・子育て支援プラン

##### <子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。

##### <次世代育成支援対策推進法>

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

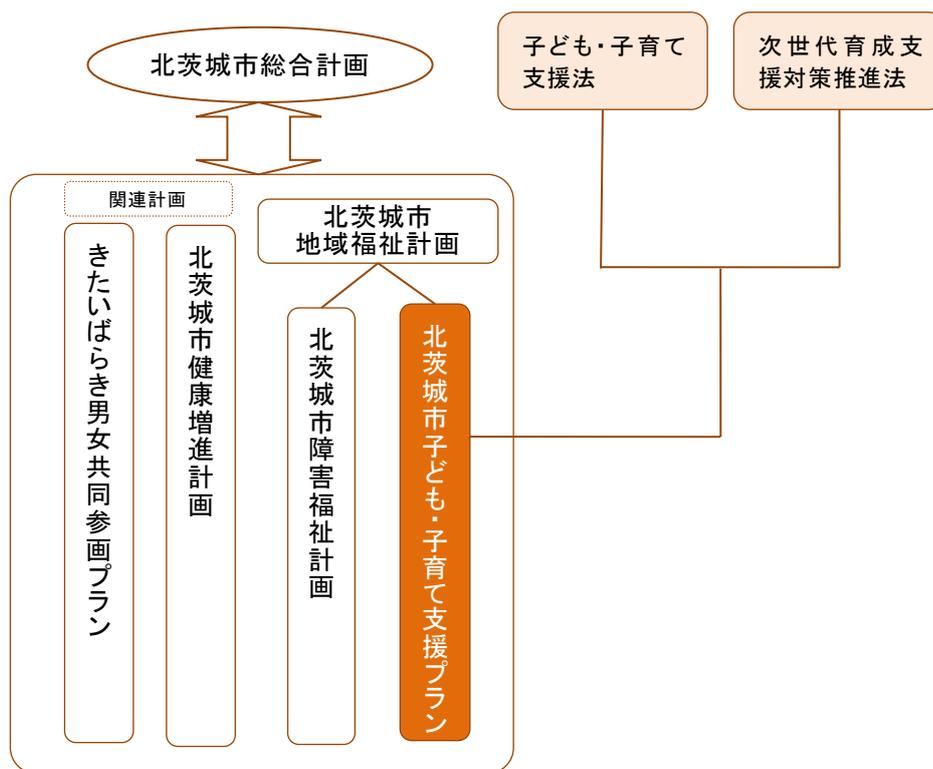
両計画の根拠法は異なっていますが、子ども・子育てを支援する地域づくりという計画の目指す理念は共通しています。また、子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援に関わる事業の数値目標を設定する事業計画の性格を持つ一方で、次世代育成支援行動計画は、子育てに関わって広く保健医療・福祉・教育・生活環境等を含めた総合的な性格を持っています。

#### 北茨城市子ども・子育て支援プラン



## (2) 計画の位置づけ

北茨城市子ども・子育て支援プランは、北茨城市総合計画及び北茨城市地域福祉計画をはじめとして、本市の関連する主な分野別の計画（健康増進計画、障害福祉計画等）と調和を保って策定しています。



### 3 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、北茨城市子ども・子育て支援プランの計画期間は平成27年度から31年度までとします。（次世代育成支援行動計画は「前期計画」となります。）

北茨城市子ども・子育て支援プランは、子ども・子育て支援新制度の施行に関わる事業計画を含むため、毎年度の進捗状況の点検・評価を行うとともに、社会経済情勢の変動に伴い、計画期間中途の年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
北茨城市子ども・子育て支援プラン	平成27年度～31年度					(次期計画)				
	→ 適宜見直し									

## 4 計画の策定

北茨城市子ども・子育て支援プランは、本市の子ども・子育てに関連する市民代表とともに、事業者、団体・機関及び有識者によって構成される北茨城市子ども・子育て会議が審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、就学前・就学児童の子育て家庭に対する「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」、市民に対するパブリックコメントを実施して策定しました。

### 【アンケート調査の概要】

- 調査期間 : 平成 25 年 9 月～10 月
- 調査対象及び票数 : ①就学前児童の保護者 1,898 票  
②小学生の保護者 2,256 票
- 調査方法 : ①就学前児童の保護者 郵送による配布、回収。(ただし、回収は一部幼稚園等を通じて回収)(無記名回答)  
②小学生の保護者 郵送による配布、回収。(ただし、回収は一部小学校等を通じて回収)(無記名回答)

### ○回収結果

調査の種類	発送数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	1,898 票	918 票	48.4%
②小学生の保護者	2,256 票	1,283 票	56.9%

# 第2章 子どもをとりまく現状

## 1 地域と子どもの現状

### (1) 北茨城市人口の推移

平成26年10月1日現在の北茨城市人口総数は、44,220人で、内訳は15歳未満人口が11.5%、15～64歳人口が59.4%、65歳以上人口が28.9%（高齢化率）です。

人口総数は減少傾向にあります。

推計によると平成31年の人口総数は42,042人の見込みです。15歳未満や15～64歳は、今後も減少傾向が続きます。他方、65歳以上は増加していき、高齢化率は32.7%になり、引き続き少子高齢化傾向が進展していく見込みです。

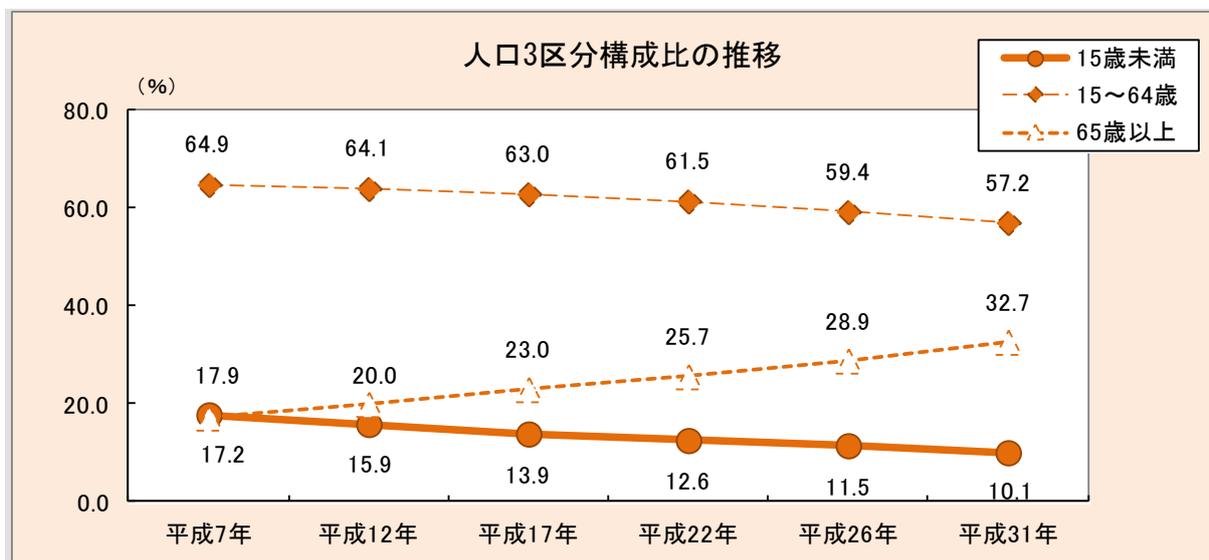
単位：人、%

区分		実績人口					推計
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年
3区分	15歳未満	9,301	8,199	6,921	5,929	5,106	4,252
	15～64歳	33,799	33,065	31,285	28,939	26,254	24,028
	65歳以上	8,974	10,329	11,439	12,074	12,776	13,762
	総数	52,074	51,593	49,645	47,026	44,220	42,042
割合	15歳未満	17.9	15.9	13.9	12.6	11.5	10.1
	15～64歳	64.9	64.1	63.0	61.5	59.4	57.2
	65歳以上	17.2	20.0	23.0	25.7	28.9	32.7
5年毎の伸び率	15歳未満	-	△ 11.8	△ 15.6	△ 14.3	△ 13.9	△ 16.7
	15～64歳	-	△ 2.2	△ 5.4	△ 7.5	△ 9.3	△ 8.5
	65歳以上	-	15.1	10.7	5.6	5.8	7.7
	総数	-	△ 0.9	△ 3.8	△ 5.3	△ 6.0	△ 4.9

注1：平成7年～22年は国勢調査、平成26年は常住人口10月1日現在、(総数には年齢不詳を含むため内訳計に一致しない場合がある)

注2：平成31年は、コホート変化率法による推計値(住民基本台帳人口4月1日基準)

注3：5年毎の伸び率のうち、平成26年は平成22年、31年は26年に対する伸び率



## (2) 児童人口の推移

平成26年10月1日現在、北茨城市の17歳までの児童人口計は6,457人です。0～5歳、6～11歳、12～17歳、及び児童人口計は、いずれも減少傾向にあり、5年毎の伸び率で見ると近年では10ポイントを超える減少率となっています。

推計では、今後も児童人口数は減少していき、平成31年には5,394人の見込みです。

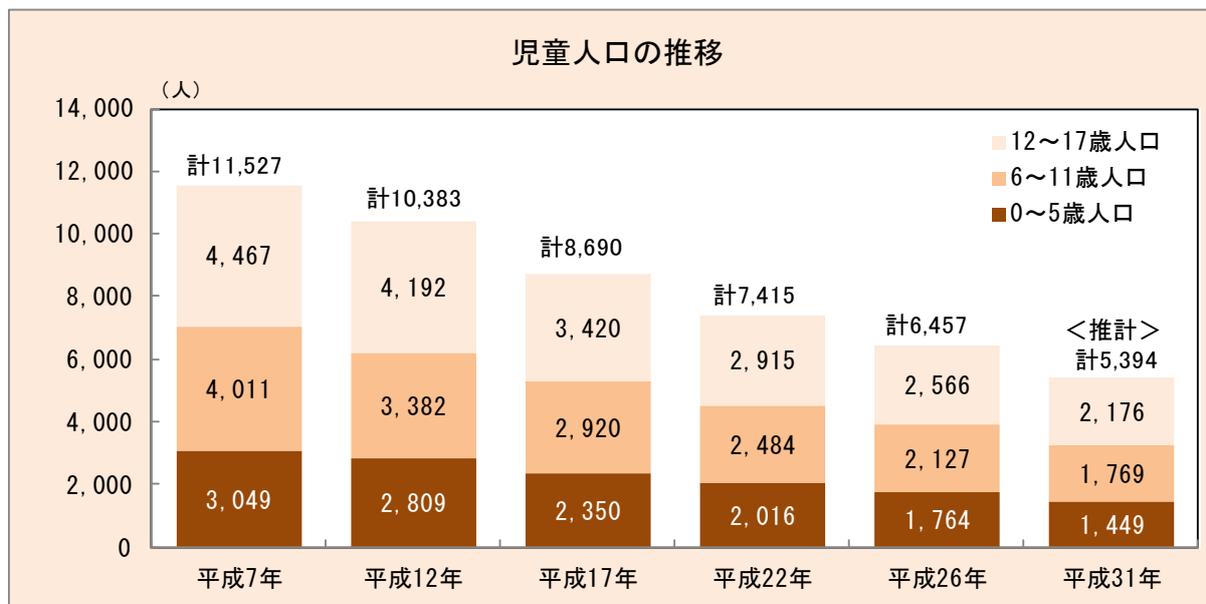
単位：人、%

区分		実績人口					推計人口
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成31年
区分	0～5歳人口	3,049	2,809	2,350	2,016	1,764	1,449
	6～11歳人口	4,011	3,382	2,920	2,484	2,127	1,769
	12～17歳人口	4,467	4,192	3,420	2,915	2,566	2,176
	児童人口計	11,527	10,383	8,690	7,415	6,457	5,394
割合	0～5歳人口	26.5	27.1	27.0	27.2	27.3	26.9
	6～11歳人口	34.8	32.6	33.6	33.5	32.9	32.8
	12～17歳人口	38.8	40.4	39.4	39.3	39.7	40.3
5年毎の伸び率	0～5歳人口	-	△ 7.9	△ 16.3	△ 14.2	△ 12.5	△ 17.9
	6～11歳人口	-	△ 15.7	△ 13.7	△ 14.9	△ 14.4	△ 16.8
	12～17歳人口	-	△ 6.2	△ 18.4	△ 14.8	△ 12.0	△ 15.2
	児童人口計	-	△ 9.9	△ 16.3	△ 14.7	△ 12.9	△ 16.5

注1：平成7年～22年は国勢調査、平成26年は常住人口10月1日現在

注2：平成31年は、コーホート変化率法による推計値(住民基本台帳人口4月1日基準)

注3：5年毎の伸び率のうち、平成26年は平成22年、31年は26年に対する伸び率



### (3) 世帯等の現状

平成22年、6歳未満親族のいる一般世帯数は1,512世帯、一般世帯数比8.9%です。平成7年との比較では、茨城県では14.6%の減少ですが、本市では32.7%減少しています。

18歳未満親族のいる一般世帯数は4,216世帯、一般世帯数比24.9%です。平成7年との比較では31.2%の減少です（茨城県では19.1%の減少）。

また、夫婦のみの世帯などの核家族世帯数はやや減少しており、一般世帯数比は62.4%です。茨城県では57.7%ですから、本市では核家族化の割合が比較的高くなっています。母子世帯数は平成7年から1.4倍近く増加しています。

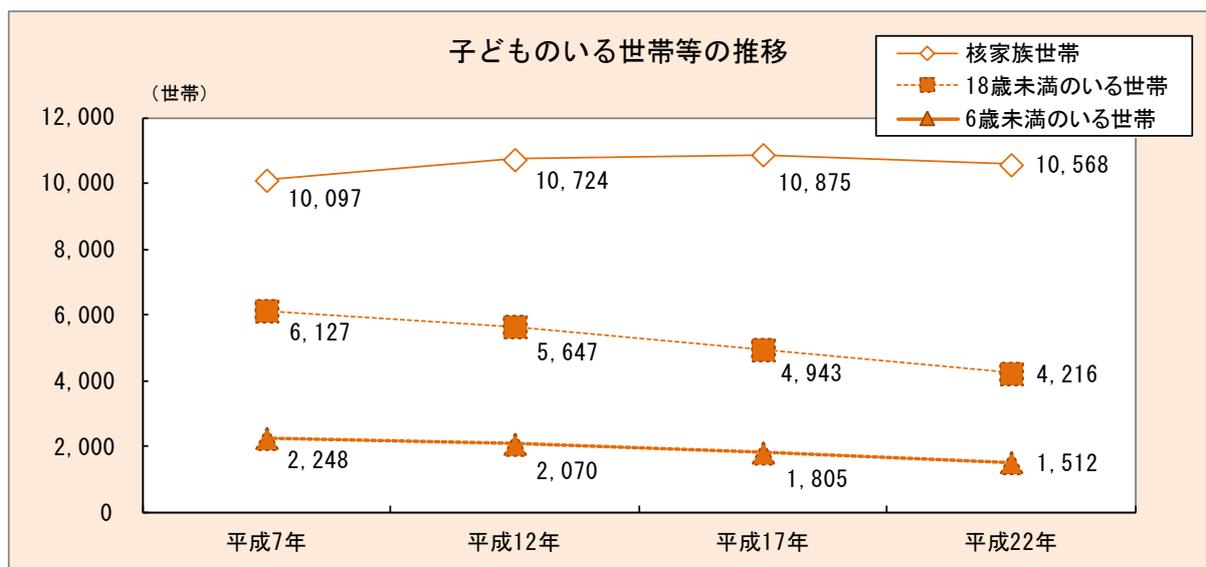
単位：人、%

区分		北茨城市					茨城県			
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	伸び率	平成7年	平成22年	伸び率	
実数	一般世帯数	A	15,906	16,662	17,076	16,946	6.5	920,513	1,086,715	18.1
	一般世帯人員	B	51,573	51,075	48,895	46,178	△ 10.5	2,918,246	2,916,232	△ 0.1
	6歳未満親族のいる一般世帯数	C	2,248	2,070	1,805	1,512	△ 32.7	132,212	112,908	△ 14.6
	18歳未満親族のいる一般世帯数	D	6,127	5,647	4,943	4,216	△ 31.2	352,171	285,024	△ 19.1
	一世帯当りの人員	B/A	3.2	3.1	2.9	2.7	△ 16.0	3.2	2.7	△ 15.4
	核家族世帯数	E	10,097	10,724	10,875	10,568	4.7	532,687	627,574	17.8
	母子世帯数	-	162	227	258	234	44.4	9,918	16,567	67.0
	父子世帯数	-	47	47	46	40	△ 14.9	1,985	2,341	17.9
	割合	6歳未満親族のいる一般世帯数	C/A	14.1	12.4	10.6	8.9	-	14.4	10.4
18歳未満親族のいる一般世帯数	D/A	38.5	33.9	28.9	24.9	-	38.3	26.2	-	
核家族世帯数	E/A	63.5	64.4	63.7	62.4	-	57.9	57.7	-	

注1：国勢調査、伸び率は平成22年/平成7年

注2：一般世帯とは、入所施設等の世帯を除いた世帯

注3：核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもだけの世帯、一人親と子どもだけの世帯



### (4) 女性の労働力率

平成22年、女性の労働力人口は9,176人で、女性全体の労働力率は43.7%です。

単位:人、%

区分	実数							割合					
	人口	労働力人口	就業者数	主に仕事	家事のほか仕事	完全失業者	家事・通学他	労働力率	就業者数	主に仕事	家事のほか仕事	完全失業者	家事・通学他
	A	B	C	D	E	F	G	B/A	C/B	D/B	E/B	F/B	G/A
15歳～19歳	1,149	176	150	119	4	26	947	15.3	85.2	67.6	2.3	14.8	82.4
20歳～24歳	988	753	655	607	24	98	210	76.2	87.0	80.6	3.2	13.0	21.3
25歳～29歳	1,076	789	727	626	74	62	261	73.3	92.1	79.3	9.4	7.9	24.3
30歳～34歳	1,123	731	679	516	139	52	375	65.1	92.9	70.6	19.0	7.1	33.4
35歳～39歳	1,313	852	809	573	224	43	438	64.9	95.0	67.3	26.3	5.0	33.4
40歳～44歳	1,325	981	929	611	306	52	327	74.0	94.7	62.3	31.2	5.3	24.7
45歳～49歳	1,575	1,148	1,107	697	399	41	409	72.9	96.4	60.7	34.8	3.6	26.0
50歳～54歳	1,685	1,148	1,100	746	343	48	518	68.1	95.8	65.0	29.9	4.2	30.7
55歳～59歳	1,996	1,169	1,117	716	383	52	812	58.6	95.6	61.2	32.8	4.4	40.7
60歳～64歳	1,867	749	723	451	266	26	1,101	40.1	96.5	60.2	35.5	3.5	59.0
65歳～74歳	2,921	493	480	242	237	13	2,411	16.9	97.4	49.1	48.1	2.6	82.5
75歳以上	3,980	187	185	80	101	2	3,766	4.7	98.9	42.8	54.0	1.1	94.6
合計	20,998	9,176	8,661	5,984	2,500	515	11,575	43.7	94.4	65.2	27.2	5.6	55.1

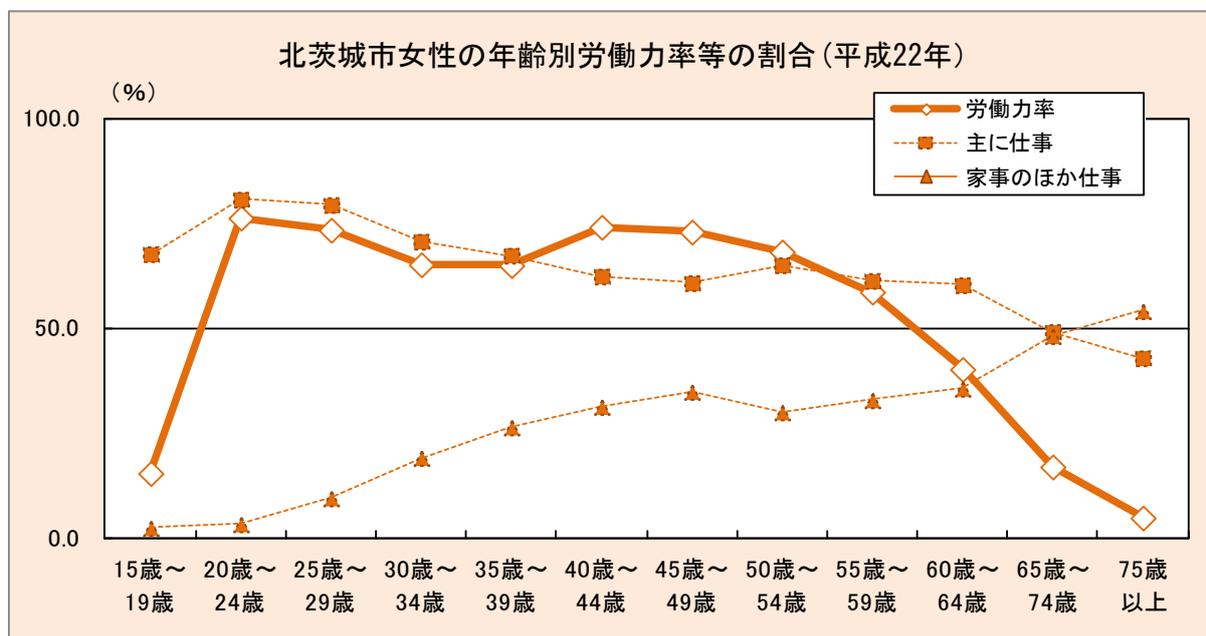
注1:平成22年国勢調査

注2:労働力人口、「家事・通学他(非労働力人口)」は15歳以上人口に対するもの、労働力率=労働力人口/15歳以上人口

注3:就業者数等(B～F)の割合は、労働力人口Bに対するもの

「主に仕事」の割合では、20歳～24歳が80.6%で最も高いですが、「家事のほか仕事」を含めた労働力率でも、最も高い年齢は20歳～24歳で76.2%です。労働力率はいわゆる「M字」曲線(注)を描いています。

(注) M字曲線:女性の就労状況は、一般に20代でピークになり、一旦、結婚・出産等で退職し、その後再就労する形がM字に似ていることを指します。



### (5) 出生数・出生率

本市の平成24年の出生数は295人、平成20年から24年までの年間平均出生数は309人です。人口千人対出生率は近年の平均値が6.6で、県や国よりも低くなっています。なお、国の合計特殊出生率（注）は、近年では1.4を回復しています。

（注）合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産むと推定される子供の数。15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率（出生数÷女性人口）を合計して算出。人口を維持するには出生率が2.07を上回る必要があるとされています。

単位：人等

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平均値	
出生数(市)	340	299	333	280	295	309	
出生率 (人口千人対)	北茨城市	7.1	6.3	7.1	6.1	6.5	6.6
	茨城県	8.4	8.3	8.2	8.0	7.9	8.2
	国	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.4
合計特殊出生率	茨城県	1.37	1.37	1.44	1.39	1.41	1.40
	国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.39

注：茨城県保健福祉統計年報

### (6) 婚姻・離婚

平成24年の婚姻件数は199件、平成20年以降の平均では201件です。一方、平成24年の離婚件数は78件、平成20年以降の平均では85件です。

平均初婚年齢の近年の平均年齢は、夫が29.6歳、妻が27.2歳で、県や国よりもやや低い状況です。

単位：人等

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平均値		
北茨城市	婚姻	230	194	201	180	199	201	
	離婚	97	87	91	71	78	85	
	婚姻率	4.8	4.1	4.3	3.9	4.4	4.3	
	離婚率	2.0	1.8	1.9	1.5	1.7	1.8	
	平均初婚年齢	夫	30.1	29.6	29.2	29.6	29.4	29.6
	妻	28.1	26.5	26.7	26.7	28.0	27.2	
茨城県	婚姻率	5.4	5.2	5.1	4.9	5.0	5.1	
	離婚率	2.0	1.9	1.9	1.7	1.8	1.9	
	平均初婚年齢	夫	29.3	30.3	30.5	30.7	30.6	30.3
		妻	27.9	28.2	28.5	28.6	28.8	28.4
全国	婚姻率	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.5	
	離婚率	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	
	平均初婚年齢	夫	30.2	30.4	30.5	30.7	30.8	30.5
		妻	28.5	28.6	28.8	29.0	29.2	28.8

注1：茨城県保健福祉統計年報、県・国は人口動態統計年報（厚生労働省）

注2：婚姻率・離婚率は人口千人対

## 2 アンケートからみる子どもの現状・課題

(注) 以下の記述に関連する「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」のデータ及びグラフは、参照ページ（巻末「資料」）に掲載しています。

### ①子育てに伴う不安や負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりの推進

子育てに関して不安や負担を感じる人（「非常に感じる」「なんとなく感じる」の合計）は51.8%（就学児童は42.9%）ですが、これに対して感じない人は34.6%（就学児童は35.7%）います（p82・83参照）。

すべての子どもがいいきいと健やかに育成されるために、子育てに伴うさまざまな不安や負担を少しでも軽減し、子育てしやすいと感じるまちづくりを推進することが重要な課題です。

### ②子育て・子育てを支援する地域のネットワークの充実

子育て家庭では、「食事や栄養に関すること」39.7%、「子どもをしかりすぎているような気がする」37.6%、「病気や発育・発達に関すること」34.9%などをはじめ、子育てにおいて多種多様な悩みを日常的にかかえています。なかには、「育児の方法がよくわからない」4.4%、「子どもとの接し方に自信が持てない」11.4%などを挙げる人もいます。（p83参照）

子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人がいる人は93.2%ですが、一方、「ない」という人が4.5%おり、孤立している親の存在がうかがえます（p83参照）。

地域においては、ちょっとした適切な助言が必要な人も少なからずいます。日常的な悩みから深刻な子どもの虐待に至る悲惨な状況が生み出されてしまう危険もあり、こうした事態を敏感に感知し、適切な対応ができる地域のネットワークの充実が必要です。

### ③子育てに関わる適切な情報提供と相談業務の推進

子育てに関する情報提供や相談対応、母親同士の交流の場ともなる子育て支援センターの認知度は71.1%、保健センターの情報・相談事業は76.9%となっており、比較的多くの市民に認知されています（p82参照）。

こうした事業を含めて、市内で行われている相談事業やサークル活動のような気軽に参加できる事業、子育てに関連する制度等について、情報や支援が必要な人に十分に知られるようにすることが必要です。

子育てに伴う様々な悩みやわからないことをはじめ、保育関係サービスの有無及び利用方法等、特に初めて子育てを行う親にとっては、気軽に相談したり、必要な情報を入手で

きるようになっていることが重要です。

#### ④教育・保育、子育て支援事業の全般的な充実

市内においては、保育所や幼稚園（認定こども園）をはじめ、一時預かり事業等、さまざまな子育て支援関連事業が実施されています。

今後、教育・保育事業等については、他の子育て支援事業とともに、ニーズを踏まえた適切な事業の量を見込み、計画的に供給量の確保を図ることが必要です。

#### ⑤子育てと仕事を両立できる就労環境の整備

就労する女性の増加に伴い、仕事と子育ての両立が重要な課題となっています。両立を支援する制度に育児休業制度がありますが、育児休業を取得した（取得中含む）人は母親で26.7%、父親では1.1%です（p77・78参照）。

育児休業を取得しなかった理由は多様です。子育てと仕事の両立には、少なからず職場環境が影響しており、今後、育児休業制度の整備や仕事と子育ての両立のための職場環境づくりは、地域における重要な課題です。

#### ⑥子育て・子育てを支援する地域社会の構築

市民の子育て施策についての要望は、就学前児童では「妊娠・出産医療体制の整備や小児医療の充実」が78.3%、「子育てに伴う経済的支援の充実」が58.3%、「保育サービスの充実」が44.7%など多岐に渡っています（p85参照）。

また、就学児童では「小児救急医療など小児医療の充実」が82.8%、「安全・安心なまちづくりの推進」が55.3%、「犯罪等の被害から守るための活動の推進」が42.8%など上位に挙げられています（p86参照）。

市民の子育て施策に対する要望は、教育・保育事業や子育て支援事業の充実にとどまらず、子育て・子育てに関わる生活環境全般におよびます。

安心して子育て・子育てができる地域社会の構築を目指して、引き続き全般的な施策の充実が必要です。

### 3 子育て支援施策の現状

#### 1. 主な子育て支援施策の現状

本市の子育て支援施策は、北茨城市次世代育成支援行動計画・後期計画（以下、「後期行動計画」という）により教育・保育をはじめ各種の子育て支援施策を実施するとともに、保健・医療・福祉、育成・教育、生活環境の整備等全般的に推進してきました。子育て支援施策のうち重点的に行ってきた事業を中心に現状を整理します。

##### （1）教育・保育施設

本市の保育所設置数は6箇所、定員数は580人です。利用園児数は計539人です（平成25年12月1日現在）。

幼稚園は4箇所、平成26年度には全園が幼稚園型認定こども園に移行しました。定員は1,000人、（平成26年度には900人）。園児数は746人です（平成25年5月1日現在）。

市民の児童で他市に委託している児童数は、保育所で27人、認定こども園で42人です。一方、他市の児童を市内の保育所・認定こども園で受託している児童数は、保育所で25人、認定こども園で80人です。就学前の市民の児童で保育所や認定こども園の利用園児は、市内の保育所や認定こども園の利用園児数に他市への委託児童数（計69人）を加算し、他市からの受託児童数（105人）を除くと、総数1,249人です。

##### ■保育所・幼稚園（認定子ども園）の現状

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	箇所数
定員	保育所	公立	人	120	120	120	120	2
		私立	人	430	430	430	460	4
		計	人	550	550	550	580	6
	幼稚園 (認定こども園)	私立	人	1,070	1,000	1,000	1,000	4
		計	人	1,070	1,000	1,000	1,000	4
園児数 公私計	保育所	0歳	人	64	65	55	57	64
		1～2歳	人	162	168	179	180	177
		3歳未満計	人	226	233	234	237	241
		3歳以上	人	335	327	290	275	298
		計	人	561	560	524	512	539
	幼稚園 (認定こども園)	計	人	759	710	737	761	746
		保育所・幼稚園 (認定こども園)計	0歳	人	64	65	55	57
	1・2歳		人	162	168	179	180	177
	3歳以上		人	1,094	1,037	1,027	1,036	1,044
	計		人	1,320	1,270	1,261	1,273	1,285

注1: 保育所は12月1日現在、幼稚園(認定こども園)は5月1日現在、平成21年度幼稚園定員には公立2箇所定員70人含む  
注2: 幼稚園は平成25年度に2箇所、平成26年度に2箇所が幼稚園型認定こども園に移行

## (2) 地域子育て支援事業等

子ども・子育て支援法で地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている事業及び関連事業の概況は次の通りです。

事業名	事業概要
①時間外保育事業	○平成25年度、時間外保育事業は4箇所で開催、年間延べ利用者数は4,591人となっており、利用者数はおおむね増加傾向です。後期行動計画では平成26年度5箇所での実施を目標としていました。
②放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	○児童クラブは4箇所で開催、平成25年度登録者数は1～3年生175人、4～6年生25人で計200人です。登録者全体ではおおむね横ばい状況にあるため、「後期行動計画」の平成26年度目標5箇所、登録人員251人の目標には及んでいません。
③子育て短期支援事業	○2箇所で開催していますが、平成23年度に7人の利用者数です。
④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・中郷子どもの家）	○地域子育て支援拠点事業は、平成25年度3箇所で開催延べ11,065人の利用者があり、毎年増加傾向にあります。なお、後期行動計画の平成26年度目標は5箇所でした。
⑤一時預かり事業	○保育所での一時預かり事業は、平成25年度3箇所で開催しており、年間延べ利用者数551人です。利用者数は増加傾向にあります。後期行動計画の平成26年度の目標2箇所及び目標利用者数72人を超過しています。
⑥病児・病後児保育事業	○病児・病後児保育事業は、後期行動計画では実施目標としていませんでしたが、平成24年度に1箇所で開催を事業開始し、平成25年度年間延べ利用者数は73人です。
⑦ファミリーサポートセンター事業	○ファミリーサポートセンター事業は会員制の登録制度としており、平成25年度の利用会員は94人、協力会員は46人で、延べ利用者数は73人です。
⑧母子保健事業	○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健診事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられています。平成25年度には、乳児家庭全戸訪問事業では訪問乳児数は243人、養育支援訪問事業の訪問人数は67人、妊婦健診事業では312人が受診しています。
⑨母子保健事業（乳幼児健診事業）	○乳幼児の疾病等の早期発見・早期対応及び適切な健康管理のため、定期的に乳幼児健診を実施しており、近年ではいずれも受診率90%以上となっています。
⑩障害児保育事業	○障害のある児童の受入を行った保育所は、平成25年度、2箇所、延べ利用者数は24人です。
⑪休日保育事業	○保育所での休日保育事業は平成24年度から1箇所で開催、平成25年度の延べ利用者数は25人です。
⑫経済的支援事業	○経済的に困難な中で子育てをしている家庭をはじめ、子育て家庭に対して手当等を支給し、負担軽減を図っています。（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、要保護（準要保護）児童生徒就学援助、幼稚園就園奨励費補助、等）

### (3) 本市の特色ある子育て支援施策

本市では、教育・保育施策をはじめ、子育て支援に関連する様々な施策を実施し、子育てを支援しています。ここでは、本市の特色ある施策の現状を記しています。

#### <出産・保健・医療の分野>

事業名	事業概要
① 出産祝金の支給	○少子化対策として第3子以降の出産に対して、出産祝金を支給しています。(第3子・10万円、第4子・30万円、第5子・50万円)
② 不妊治療費助成事業	○平成25年度から、不妊治療技術が高度でかつ、治療費が高額である特定不妊治療の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図っています。
③ 北茨城市民病院による子どもの医療体制の整備	○北茨城市民病院は地域の中核的医療機関として、産科・小児科の診療、予防接種、助産師外来などを行い、出産後の子育てを行う市民に安心を届けています。
④ 早期療育指導支援システム	○発達の面でほかの子と少し違ういわゆる「気になる子」や障害をもつ子が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに成長していくために、子の状態に応じて、専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供しています。 ○また、医療、保健、教育、福祉部門の関係機関が連携して生活環境の調整、子育て支援をしています。
⑤ 甲状腺超音波検査事業	○東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散による健康被害について、北茨城市民健康調査検討協議会にて検討を重ねた結果、事故当時0～18歳の市民を対象に、平成25・26年度に甲状腺超音波検査を実施し、子どもを持つ保護者の不安軽減を図っています。
⑥ 医療福祉費助成事業 (マル福・北福)	○市民の健康の保持と生活の安定を図るため、県制度に基づき、妊産婦、小児、ひとり親(母子・父子)、重度心身障害者を対象に保険診療に伴う一部負担額等を助成しています。 ○また、本市独自の事業により、所得制限による小児マル福非該当者の一部負担額等の助成や、小児マル福適用後の自己負担金肩代わりも実施するなど、子育て家庭の負担軽減を図っています。 ○自己負担金肩代わりによる小児の医療費無料化については、県内でもいち早く実施しており、現在は小学6年生までの医療費が無料となっています。

### <子育て情報提供・相談・交流の分野>

事業名	事業概要
①子育て体験トーク・セミナー	○子育ての不安や悩みを分かち合い、軽減するために、認定こども園等の保護者交流会や講師による学習セミナーを実施しています。
②ブックスタート事業	○1歳未満の乳児を対象に絵本セットを贈呈する事業で、平成22年度から実施しています。
③北茨城市子どもの家事業	○保育所や幼稚園に通園していない在宅乳幼児と家庭を支援するために、情報提供や相談業務、相互交流等コミュニケーションの場を提供する本市の独自事業で、大津子どもの家は平成16年度に開設、中郷子どもの家は22年度に開設し運営は社会福祉協議会に委託して実施しています。

### <保育所・幼稚園の分野>

事業名	事業概要
①私立保育所運営費補助	○私立保育所の運営費を助成し、運営の適正化と入所児童の福祉の向上を図っています。
②私立幼稚園幼児教育振興補助	○幼稚園の保育料の一部を助成して保護者の負担軽減を図っています。
③私立幼稚園運営費補助	○私立幼稚園に対して運営費を助成し、特色ある幼児教育の促進を図っています。

### <体験学習・教育の分野>

事業名	事業概要
①新入学児童への記念品贈呈	○新しく市内の小学校へ入学する児童に対し、記念品(ランドセル・道具箱・スプーンセット)を贈呈しています。
②元気っこ体験学習	○親子対象の「夏野菜づくり隊」、「ヒロシマで学ぶ平和への旅」の実施、これらの事業報告会となる「元気っこプラザ」を開催し、体験学習の機会を提供しています。
③子ども議会	○学校教育の一環として、児童・生徒の市政に対する興味・関心を引き起こし、将来の北茨城市のまちづくりの一端を担う人材を育成し、さらに子ども議会での提案等に基づき北茨城市のまちづくりに反映させるものです。 ○参加対象者は小学校5年生から中学校2年生までの児童・生徒とし、議長・副議長・議員21名の計23名で構成されます。 ○これまでに、学校トイレの洋式化や学校保健室へのエアコン設置、磯原中央公園の遊具設置等が実現し、約2億8千万円の前算が投じられています。

## 2. 北茨城市次世代育成支援行動計画について

### (1) 後期行動計画による事業の推進

北茨城市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）は平成22年度から26年度までの5年間の計画期間で、基本理念「心をはぐくむ まちづくり 子どものえがお きらめくまち」を掲げて、次の5項目の「基本目標」を定めて、事業推進を図ってきました。

#### 【基本目標】

- 基本目標1 地域における子育ての支援
- 基本目標2 母子保健の向上
- 基本目標3 子どもの教育環境・地域の教育力の向上
- 基本目標4 子育てを支援する地域づくり
- 基本目標5 子育て支援推進体制の整備

### (2) 目標量設定事業の状況

後期行動計画では、特に保育サービスに関して重点的な実施を図るため、平成26年度までの目標事業量（実施箇所、利用者数）を設定しました。25年度実績は次の通りです。

特に、休日保育事業や放課後児童健全育成事業、一時預かり事業の利用者数は目標を超過しています。また、地域子育て支援拠点事業や子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業は計画期間中に新規に事業を開始したものです。

	事業名	26年度目標	25年度実績
1	通常保育事業	639人	539人
2	家庭的保育事業	6人	実施なし
3	時間外保育事業	5箇所 81人	4箇所 19人（推計）
4	休日保育事業	1箇所 17人	1箇所 25人
5	放課後児童健全育成事業	5箇所 232人	4箇所 253人
6	放課後子ども教室事業	3箇所	実施なし
7	一時預かり事業	2箇所 72人	3箇所 551人（保育所等）
8	地域子育て支援拠点事業	検討	3箇所 11,065人
9	ファミリーサポートセンター事業	1箇所	1箇所 73人
10	*子育て短期支援事業	なし	2箇所実施
11	*病児・病後児保育事業	なし	1箇所 73人

（注）\*印は計画目標にはなかったもので、事業開始した事業。

### (3) 事業の評価

後期行動計画について、事業担当課による評価及び今後の事業方向は次の通りです。

(注) 一つの事業に複数の担当課（関連課）の評価や事業再掲があるため、合計数は延べ件数。

#### 【事業の評価】

基本目標	単位	1:計画より 先行・超過	2:ほぼ 計画通り	3:遅れている	4:見直しが必要 (含未着手)	-	計
(1)地域における子育ての支援	件	2	61	3	5	6	77
	%	2.6%	79.2%	3.9%	6.5%	7.8%	100.0%
(2)母子保健の向上	件	0	35	0	0	1	36
	%	0.0%	97.2%	0.0%	0.0%	2.8%	100.0%
(3)子どもの教育環境・地域の教育力の向上	件	0	26	0	2	1	29
	%	0.0%	89.7%	0.0%	6.9%	3.4%	100.0%
(4)子育てを支援する職場づくり・地域づくり	件	1	21	8	9	3	42
	%	2.4%	50.0%	19.0%	21.4%	7.1%	99.9%
(5)子育て支援推進体制の整備	件	0	4	1	1	1	7
	%	0.0%	57.1%	14.3%	14.3%	14.3%	100.0%
合計	件	3	147	12	17	12	191
	%	1.6%	77.0%	6.3%	8.9%	6.3%	100.1%

「1:計画より先行・超過」は3件で1.6%、「2:ほぼ計画通り」は147件で全体の77.0%です。「3:遅れている」は12件で6.3%、「4:見直しが必要(未着手含む)」は17件で8.9%です。このほか重複事業等で評価不可が12件で6.3%です。

#### 【今後の事業方向】

基本目標	単位	1:拡充	2:現状継続	3:縮小	4:見直し・ 廃止	-	計
(1)地域における子育ての支援	件	10	56	0	4	7	77
	%	13.0%	72.7%	0.0%	5.2%	9.1%	100.0%
(2)母子保健の向上	件	2	32	0	1	1	36
	%	5.6%	88.9%	0.0%	2.8%	2.8%	100.1%
(3)子どもの教育環境・地域の教育力の向上	件	1	26	0	1	1	29
	%	3.4%	89.7%	0.0%	3.4%	3.4%	99.9%
(4)子育てを支援する職場づくり・地域づくり	件	9	21	0	9	3	42
	%	21.4%	50.0%	0.0%	21.4%	7.1%	99.9%
(5)子育て支援推進体制の整備	件	2	3	0	1	1	7
	%	28.6%	42.9%	0.0%	14.3%	14.3%	100.1%
合計	件	24	138	0	16	13	191
	%	12.6%	72.3%	0.0%	8.4%	6.8%	100.1%

今後の事業方向について、「1:拡充」は24件12.6%、「2:現状継続」は138件72.3%です。一方、「3:縮小」は0、「4:見直し・廃止」は16件8.4%です。

なお、「見直し・廃止」には、制度廃止に伴う事業や、平成27年度からの子ども・子育て新制度の発足に伴う制度変更などが含まれています。

# 第3章

## 計画の理念・基本目標

## 1 計画の理念

# みんなで育む えがお輝く子どもたち

どの子どもも笑顔いっぱい、夢と希望を持って、健やかに、たくましく育っていくことが、すべての市民の共通の願いです。

海と山に恵まれた豊かな自然、天心と雨情のふるさと、比類ない歴史と文化を持つ北茨城の大地で、知性と感性にあふれ、ぬくもりのある人間を育みます。

それは、  
子どもが主人公の子どものまち、  
すべての子どもが夢と希望に向かうチャレンジを応援するまちです。

子育ての不安がなく、楽しみながら子育てができるまち、  
ひとりぼっちの母親、子育てに悩んでいる人や家族に声をかけあう、あたたかい  
つながりのあるまちです。

本市は、子育てや子どもの成長を地域社会みんなで応援し、子どもたち一人ひとりの笑顔がいきいきと輝くように、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

## 2 基本視点

次の3つの基本視点のもとに、理念の実現を目指して事業を推進します。

### ①すべての子どもがすこやかに

すべての子どもが心身ともに健康で、いきいきと成長し、子どもの幸せを第一にして、事業を推進する視点

### ②子育て家庭が喜びをもてるように

子育てに伴う悩みや不安をできるだけ軽減し、楽しく喜びを持って子育てができるように支援する視点

### ③地域みんなの力の発揮

子どもの育ちと子育てをする人を、あたたかく地域で見守り、支援する視点

## 3 基本目標

本計画では、子ども・子育て支援事業を骨格としつつ、次世代育成支援行動計画の趣旨を踏まえて、次の3つの基本目標を設定して、具体的な施策を展開していきます。

### 基本目標1 総合的な子ども・子育て支援事業の充実

教育・保育施設（保育所・認定こども園）の整備・充実及び地域子ども・子育て支援事業を骨格にして、市民協働で子ども・子育て関連事業を総合的に推進します。

経済的に恵まれない家庭の子どもをはじめ、特別な配慮を必要とする子どもや子育て家庭に対してきめ細かな支援の充実を目指します。

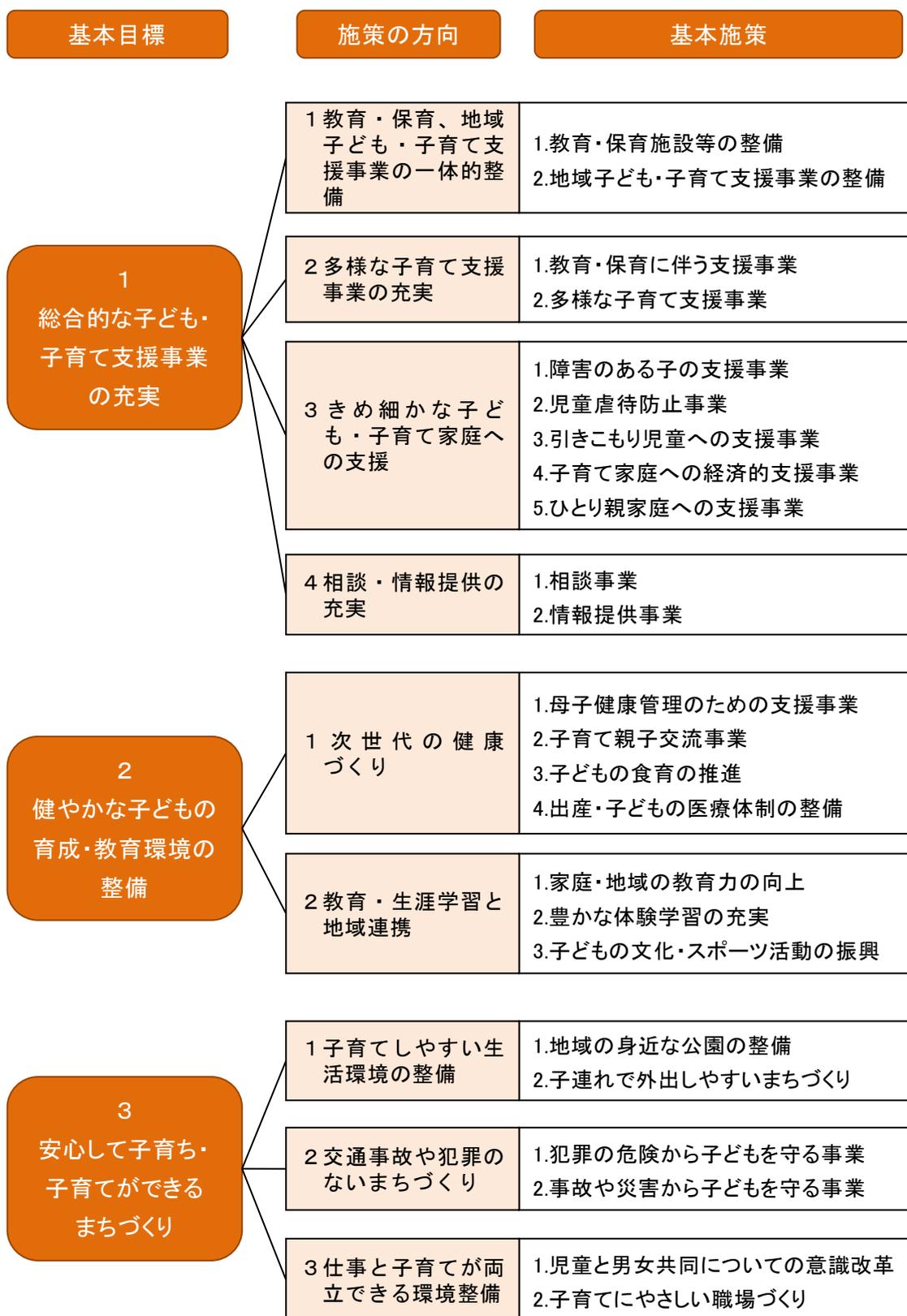
### 基本目標2 健やかな子どもの育成・教育環境の整備

結婚・妊娠・出産・育児から育成・教育に至るまで、子どもの健やかで豊かな成長を目指して切れ目のない支援ができるように、地域から育成・教育環境の整備に努めます。

### 基本目標3 安心して子育て・子育てができるまちづくり

子どもがのびのびと安全に遊び、学べるまち、幼い子ども連れでも外出しやすいまち、子育てと仕事を両立できて安心して働けるまちを、市民みんなの参加・協働の力でつくっていきます。

## 4 施策体系



# 第4章 施策の展開

## 基本目標 1

# 総合的な子ども・子育て支援事業の充実

教育・保育施設（保育所・認定こども園）の整備・充実及び地域子ども・子育て支援事業を骨格にして、市民協働で子ども・子育て関連事業を総合的に推進します。

経済的に恵まれない家庭の子どもをはじめ、特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭に対してきめ細かな支援を充実します。

市民の子育てに伴うニーズは、保育所や認定子ども園（幼稚園）等のサービスの充実をはじめ、保健・医療や教育、生活環境等多岐に渡っています。公的サービス等の社会的な整備や支援が必要な課題も多くあり、総合的な対策が必要となっています。

とりわけ、経済的な支援や特別な配慮を必要とする子どもや子育て家庭には、きめ細かな支援事業の充実が必要です。

子ども・子育て支援新制度では、市民のニーズに対応した事業を実施することとしており、新制度の定着とともに、事業の円滑な実施を図ることが求められています。

### 施策の方向

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の一体的整備

2 多様な子育て支援事業の充実

3 きめ細かな子ども・子育て家庭への支援

4 相談・情報提供の充実

## 施策の方向 1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の一体的整備

子ども・子育て支援新制度のもとで、保育所及び幼稚園、認定こども園は市の「確認」を受けて、特定教育・保育施設として事業を行います。また、小規模保育事業（定員 19 人以下）等についても、市の「確認」を受けると、特定地域型保育事業となります。

一方、これらの教育・保育サービスを利用したい人は、子ども・子育て支援法に基づいて、市に子どもの「認定区分」（注）の申請を行い、認定証の交付を受けることにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用することになります。

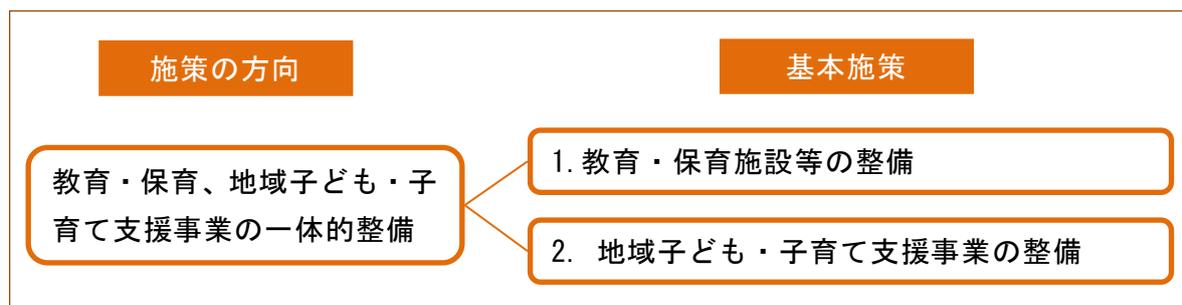
（注）認定区分：子ども・子育て支援法第 19 条は、第 1 号認定（満 3 歳以上で第 2 号認定を除く就学前の子ども）、第 2 号認定（満 3 歳以上で保育を必要とする就学前の子ども）、第 3 号認定（満 3 歳未満の保育を必要とする子ども）の 3 つの認定区分を定めています。

子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育施設で実施される時間外保育事業（延長保育事業）や一時預かり事業（幼稚園での預かり保育を含む）等、主に教育・保育を必要とする子ども・子育てに対して行う支援事業があります。

また、地域子育て支援拠点事業や乳児家庭全戸訪問事業等は、保育を必要としている子どもであるか否かにかかわらず幅広く子育てを支援する事業です。就学児童に対する放課後児童クラブなども地域子ども・子育て支援事業です。

### 施策の方向

- ①特定教育・保育施設については、就労状況の変化等にもなう市民の教育・保育ニーズの多様化や高まりに対応できるように、計画的に推進します。特定地域型保育事業については、市民ニーズを勘案して、適宜、整備を検討します。
- ②子ども・子育て支援法で定める地域子ども・子育て支援事業については、市民ニーズに基づき、計画的な実施を図ります。



### 基本施策 1-1-1. 教育・保育施設等の整備

保育所、認定子ども園の「確認」を推進し、市民ニーズに対応できるように利用定員の確保を図ります。また、事業者の意向を尊重しながら、認定子ども園への移行・拡充を促進します。

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型があります。市の確認を受ける特定地域型保育事業は、市民ニーズを勘案して、適宜、整備を検討し、市の条例により適正な設置・運営が行われるようにします。

#### ①保育所の整備（社会福祉課）

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応するとともに、多様化する市民ニーズに対応できるように、保育所の整備・充実を図ります。

#### ②認定こども園の整備（社会福祉課、学校教育課）

○保育機能と教育機能を備えた教育・保育施設として、市民ニーズの多様化・高度化に対応できるように、認定こども園の整備・充実を図ります。

#### ③地域型保育事業の整備（社会福祉課）

○市民ニーズを勘案して、適宜、事業者の育成を行い、整備を図ります。

### 基本施策 1-1-2. 地域子ども・子育て支援事業の整備

子ども・子育て支援法で定める事業については、「第5章 子ども・子育て支援重点事業」の供給目標及び実施方針に従って、以下の事業を推進します。

#### ①時間外保育事業（社会福祉課）

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園で保育を実施します。

#### ②放課後児童健全育成事業（社会福祉課）

○保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に保育所及び認定こども園等民間の各児童施設に児童クラブを設置し、対象者を6年生まで拡充して、適切な遊びや生活の場を与えます。

#### ③子育て短期支援事業（社会福祉課）

○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

**④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・中郷こどもの家）（社会福祉課）**

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

**⑤一時預かり事業（社会福祉課）**

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

**⑥病児・病後児保育事業（社会福祉課）**

○病児を病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。また保育中に体調不良となった子どもを保育所医務室等で看護師等が緊急的に対応します。

**⑦子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（社会福祉課）**

○乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

**⑧乳児家庭全戸訪問事業（健康づくり支援課）**

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。

**⑨養育支援訪問事業等（健康づくり支援課）**

○養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。また、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図ります。

**⑩妊婦健康診査事業（健康づくり支援課）**

○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施します。

## 施策の方向 2 多様な子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることを目指してしていますが、本市ではこれらの法定事業以外でも関連して多様な子育て支援事業を実施しています。

子どもの家運営事業など市民の多様なニーズに対応して、総合的に市民の子育てを支援するために、事業推進を図ります。

### 施策の方向

- ①教育・保育の実施に伴う関連する事業について、これまでの事業を継続するとともに、今後も、市民ニーズに対応して事業の充実を図ります。



### 基本施策 1-2-1. 教育・保育に伴う支援事業

教育・保育に伴う関連する事業について、本市では、次の子育て支援事業の充実を図ります。

#### ①広域入所保育の実施（社会福祉課）

- 保護者の勤務等の都合により居住地以外の市町村の保育所等に児童を受け入れる広域入所保育を実施します。

#### ②（仮称）幼保連絡協議会の設置（社会福祉課）

- 保育所と認定こども園とが連携して、子どもの健やかな成長を支援するための「（仮称）幼保連絡協議会」を設置します。

**③保育要件の緩和**（社会福祉課）

○就労要件の緩和や療育手帳所持者への配慮など、保育要件の緩和を実施します。（就労要件を月48時間に緩和実施）

**④乳児保育事業**（社会福祉課）

○産前産後休業や育児休業終了後の就労が円滑に行われるよう、民間保育所への人件費補助などにより、0歳児からの保育事業を推進します。

**⑤障害児保育事業**（社会福祉課）

○集団保育が可能で日々通所できる障害のある乳幼児を保育所で預かります。

**⑥休日保育事業**（社会福祉課）

○休日等に就労する保護者のニーズに応えるため、休日保育を実施します。

**⑦保育士研修**（社会福祉課）

○保育サービスの質の向上のため、公私保育所の計画的な保育士研修を実施します。

**⑧私立保育所等運営費補助**（社会福祉課）

○私立保育所・認定こども園等の運営の適正化と児童福祉の向上を図るため運営費の一部を助成します。

**⑨幼稚園就園奨励費補助**（教育総務課）

○子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園に満3歳から5歳の子どもを預ける保護者に対して、その世帯の市民税の課税状況に応じて入園料・保育料の一部を補助します。

**⑩教育・保育施設における地域活動事業**（社会福祉課）

○教育・保育施設の園庭の開放、地域の乳幼児や保護者等対象のイベントや育児相談・助言などを実施する事業の活動を促進します。

**基本施策 1-2-2. 多様な子育て支援事業**

本市の独自の事業として、次の子育て支援事業の充実を図ります。

**①北茨城市子どもの家の運営**（社会福祉課）

○子どもの家は、市民の子育てを支援し、子育て家庭とその活動を支援する団体等の相互交流を促進する施設、地域住民のコミュニティ活動の場を提供する施設で、母親クラブや子育てふれあいサロン、家庭児童相談などで利用されています。（大津子どもの家）

**②放課後子ども教室推進事業**（生涯学習課）

○放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業で、今後、希望する学校区を調査、把握し、放課後児童健全育成事業との連携も模索しながら、実施を検討します。

**③子育て体験トーク**（生涯学習課）

○子育ての不安や悩みを分かち合い、軽減するために、認定こども園等の保護者を対象とした交流会を年数回程度、実施します。

**④子育てセミナー**（生涯学習課）

○子育ての不安や悩みを軽減するために、講師による学習セミナーを実施します。

**⑤医療福祉費助成事業**（北福）（保険年金課）

○小児マル福対象者（外来は小学6年生まで、入院は中学3年生まで）の自己負担金、所得制限による小児マル福非該当者と中学1～3年生の外来一部負担額等を本市独自の事業として助成します。マル福制度とあわせ、中学3年生までの医療費無料化を実施します。

**⑥新入学児童への記念品贈呈**（教育総務課）

○新しく市内の小学校へ入学する児童に対し、記念品（ランドセル・道具箱・スプーンセット）を贈ります。

**⑦出産祝金の支給**（社会福祉課）

○少子化対策として第3子以降の出産に対して、出産祝金を支給します。

## 施策の方向3 きめ細かな子ども・子育て家庭への支援

子育てについての悩みや不安は、子どもの健康や育児の方法、育児疲れ、しかりすぎてしまうことなど多岐に渡っており、市民の子育てニーズの多様化にきめ細かな対応が必要となっています。

障害等のある子どもや発達が気になる子どもについては、障害等の早期発見・早期療育に向けて健診業務や発達相談の実施、療育や福祉サービスの実施等年齢の節目に応じた事業の推進が必要です。

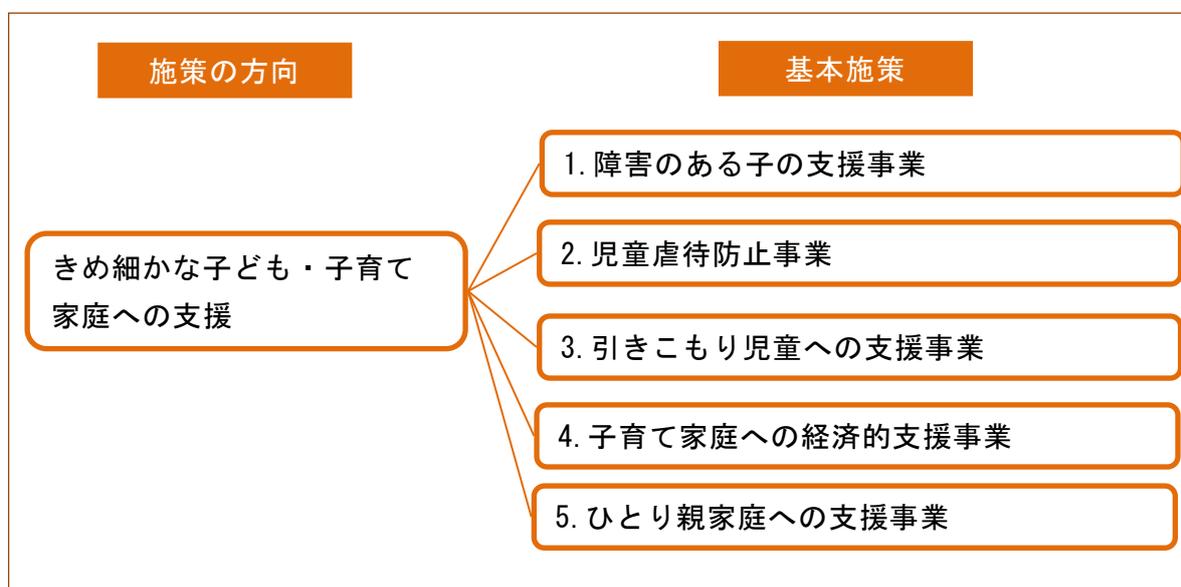
児童虐待の防止に向けて、相談事業や啓発事業の実施、関係者によるネットワークの構築を行ってきましたが、地域住民の協力、関係機関の連携強化を図り、子どもの安全を守る事業を推進していくことが必要です。

学校でのいじめや友人関係、学習遅滞、病気等さまざまな理由による不登校、長期の引きこもりなど深刻な悩みを抱える子どもや家庭が増えており、スクールカウンセラーの配置や教育相談等を実施していますが、地域においても家庭への支援が必要です。

全国的にはひとり親家庭等、経済的支援を必要とする家庭が増加しています。母子家庭など経済的に困難な環境にある家庭を含めて、健康で文化的な生活を土台にして子育て・子育てができるように子どもと家族を支援することが求められます。

### 施策の方向

- ①どのような環境にあっても健全な子育て・子育てができるように、特別な配慮を必要とする子どもや子育て家庭に対してきめ細かな支援事業の実施を図ります。
- ②ひとり親家庭の子どもの貧困や教育格差を是正するために、経済的支援を行います。



### 基本施策 1-3-1. 障害のある子の支援事業

障害のある子どもに対する支援は、全般的に「北茨城市障害者計画（地域福祉計画）」に基づくとともに、特に障害福祉サービス等に関しては「北茨城市障害福祉計画」で事業を計画的に実施します。発達が気になる子どもも含めて支援の充実を図ります。

#### ①早期療育指導支援システム（健康づくり支援課、学校教育課）

○発達の面でほかの子と少し違ういわゆる「気になる子」や障害をもつ子が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに成長していくために、子の状態に応じて、専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供します。また、医療、保健、教育、福祉部門の関係機関が連携して生活環境の調整、子育て支援を行います。（事業の詳細は p 44 参照）

#### ②障害児の学童保育（社会福祉課）

○学童保育における障害のある子の受け入れに対する支援策を検討します。

#### ③就学指導委員会の事業（学校教育課）

○就学指導委員会により、障害のある子に対して、就学相談・就学指導を行います。

#### ④特別支援教育支援員の配置（学校教育課）

○障害のある子の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。

#### ⑤障害児保育事業 \*再掲（社会福祉課）

○市内の教育・保育施設で障害のある子のニーズに対応して、人員確保等の受入体制を充実します。

#### ⑥障害者日中一時支援事業（社会福祉課）

○障害のある子を、日中、施設で一時的に預かり、身の回りの世話や援助を行います。

#### ⑦児童発達支援（社会福祉課）

○障害のある子の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。また、医療型児童発達支援は、児童発達支援及び治療を行います。

#### ⑧放課後等デイサービス（社会福祉課）

○学校就学中の障害のある子に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって放課後等の居場所づくりを推進します。

**⑨ホームヘルプ**（社会福祉課）

○在宅で生活する障害のある子に対し、ホームヘルパー等が訪問して、身体介護や家事援助などを行います。

**⑩ショートステイ**（社会福祉課）

○障害のある子を自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

**⑪特別支援教育就学奨励制度**（教育総務課）

○特別支援学級に在籍している児童生徒及び同等の障害があると認められた児童生徒の保護者に対して必要経費の一部を助成します。

**⑫障害児福祉手当**（社会福祉課）

○重度の障害があるため、普段の生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。

**⑬特別児童扶養手当**（社会福祉課）

○20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを在宅で育てている保護者に支給します。

**⑭心身障害者扶養共済**（社会福祉課）

○障害のある子の保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡し、又は身体に著しい障害を有することになった場合、障害のある子に年金を支給します。

**基本施策 1-3-2. 児童虐待防止事業**

乳幼児健診等の母子保健事業や相談事業等の機会を活用して虐待の「発生予防」を行うとともに、国民の通告義務（注）についての啓発事業等を強化します。また、保健・医療・福祉関係機関や学校・施設等で児童と接する機会の比較的多い関係者の連携強化を図ります。

（注）児童虐待防止法「国民の通告の義務」（第6条）：「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに、これを市町村（略）に通告しなければならない。」と定められています。

**①北茨城市要保護児童対策地域協議会の機能強化**（社会福祉課）

○虐待防止のネットワークを強化し、より速やかな支援と対応を図るため、北茨城市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、切れ目のない総合的支援を図るための支援体制の充実に努めます。

**②児童虐待防止の啓発活動**（社会福祉課）

○児童虐待の発生予防と早期発見を目指し、県や児童相談所と連携を図りながら児童虐待防止の啓発活動を進めます。

**③子どもに対する相談体制の充実**（社会福祉課）

○虐待から子どもを守るとともに、虐待を受けた児童が、いつでもすぐに助けを求めることができる相談体制の整備強化を図ります。

**④親に対する支援体制の整備**（社会福祉課）

○ドメスティックバイオレンス（家庭内暴力）が子どもに与える影響を考慮して、親に対する相談体制の整備強化を図ります。

**基本施策 1-3-3. 引きこもり児童への支援事業**

さまざまな要因により学校に適応できない「不登校児」が増加しています。「スクールカウンセラーの設置事業」や「適応指導教室」などにより対策を行ってきましたが、今後は地域全体で支援ネットワークを構築し、相談・助言・指導から具体的な対策行動を推進していきます。

**①スクールカウンセラー設置事業**（学校教育課）

○小・中学校に県の事業を活用してスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒のカウンセリングを行います。さらに、中学校には、心の教室相談員を配置し、教育相談の充実を図っていきます。スクールソーシャルワーカーの配置についても、県の事業を活用していきます。（注）

（注）スクールソーシャルワーカー（SSW）：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行います。なお、茨城県では茨城県スクールソーシャルワーカー活用事業を実施しています。

**②適応指導教室「ふれあい広場」開催**（学校教育課）

○不登校に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。また、学校に通えない小・中学生が通室し、様々な活動を通じて学校生活に復帰できるよう支援しています。

**基本施策 1-3-4. 子育て家庭への経済的支援事業**

児童手当など子育て家庭への経済的支援を行い、すべての子どもに健やかな育成が保障されるように図ります。

**① 出産祝金の支給** \*再掲（社会福祉課）

○少子化対策として第3子以降の出産に対して、出産祝金を支給します。

**② 児童手当**（社会福祉課）

○中学校修了までの児童を対象に手当を支給します。

**③ 就学援助（要保護・準要保護児童生徒援助）制度**（教育総務課）

○学校で必要な費用の支払が困難な児童生徒の保護者（注）に対して必要経費の一部を援助します。

（注）要保護は生活保護受給者、準要保護は生活保護に準ずる生活状況

**④ 医療福祉費支給制度（マル福）**（保険年金課）

○県制度に基づき、妊産婦、小児、ひとり親（母子・父子）、重度心身障害者を対象に、医療費の一部負担額等を助成します。

**⑤ 医療福祉費助成事業（北福）** \*再掲（保険年金課）

○小児マル福対象者（外来は小学6年生まで、入院は中学3年生まで）の自己負担金、所得制限による小児マル福非該当者と中学1～3年生の外来一部負担額等を本市独自の事業として助成します。マル福制度とあわせ、中学3年生までの医療費無料化を実施します。

**基本施策 1-3-5. ひとり親家庭への支援事業**

経済的に困難を抱えるひとり親家庭に対して経済的支援を行い、すべての子どもが医療や勉学等の機会を等しく享受できるように図ります。

**① 児童扶養手当**（社会福祉課）

○父母の離婚などにより父親と生計をともしない児童の母、または母にかわってその児童を養育している方に対して支給します。平成22年度から父子家庭も対象とする制度改定により、「ひとり親家庭事業」として実施しています。

**②母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業**（社会福祉課）

○母子家庭を対象として、修学資金等各種の無利子又は低利の貸付を実施します。平成26年10月から、父子家庭も対象とする制度改定により「ひとり親家庭事業」として実施しています。

**③母子家庭等新入学児童への記念品**（社会福祉課）

○新しく小学校へ入学する母子家庭・父子家庭の児童に対し記念品を贈ります。

**④高等職業訓練促進給付金支給事業**（社会福祉課）

○ひとり親家庭の親が、就職や生活の安定に役立つ資格を取得するため養成機関などで修学する場合に、給付金を支給します。

## 施策の方向 4 相談・情報提供の充実

子育てをはじめ教育・保育に関わる相談事業は、教育・保育施設、子どもの家、家庭児童相談室、保健センターなどで実施していますが、このほか市・県等行政機関及び社会福祉協議会等の相談窓口で随時行っています。特に必要な子どもや家庭には居宅への訪問事業を行っています。

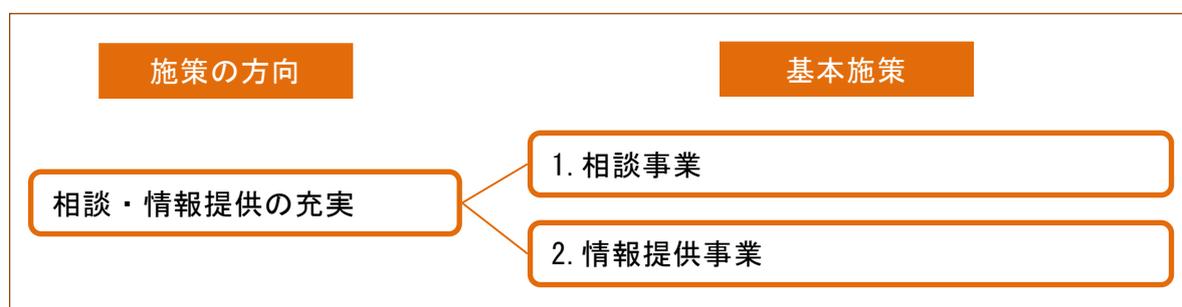
相談事業や各種の子育て支援事業の実施の際には、子育てに関するサービス等の情報や知識についても幅広く提供しています。

障害のある子ども等に対しては、保健センター等での発達相談や障害児相談支援事業等を実施しています。

今後、子ども・子育て支援新制度の円滑な定着を目指して、市民ニーズの多様化に対応するために、相談事業と情報提供事業の充実を図ることが必要となっています。

### 施策の方向

- ①教育・保育についての各種の相談事業の充実とともに、相談事業を情報提供の場として位置付けて、各分野にまたがる相談機関同士の適正な情報共有・情報の総合化を図ります。
- ②子育てに関する情報について、情報を必要とする人に確実・迅速に提供できるようにすることを基本に、情報提供の充実を図ります。
- ③子ども・子育て支援新制度の円滑な実施と定着のため、事業者、利用者双方に適切な情報提供に努めます。



### 基本施策 1-4-1. 相談事業

教育や保育についての市民ニーズに応えるために、各種の相談事業を引き続き実施します。また、相談機関同士の適切な情報共有や連携に努めます。

#### ①家庭児童相談（社会福祉課）

○家庭児童相談員が、家庭における児童の養育、教育、身体的、精神的、障害等の相談にあたります。

#### ②民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動（社会福祉課）

○民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を受けます。

#### ③幼児教育相談（学校教育課）

○ことばの発達や障害に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。

### 基本施策 1-4-2. 情報提供事業

子育て支援に関わる各種の事業の実施場所において適切な情報を提供するとともに、総合的な情報提供を行うために、「子ども・子育てインフォメーション」の配布や、広報・ホームページの更新を行います。

#### ①子ども・子育てインフォメーションの配布等事業（社会福祉課）

○子育てに関する施策や施設などをまとめた子ども・子育てインフォメーションの配布と、その内容の充実に努めます。また、市公式ホームページに掲載し、PRの強化に努めます。

#### ②保育所・幼稚園マップの作成・配布（社会福祉課）

○教育・保育施設や子育てに関する施設が分かりやすく表示されている「子育て支援マップ」を対象世帯に配布します。

#### ③育児サークルマップの作成・配布（健康づくり支援課）

○市内の育児サークルや子育て支援センターなどを紹介する育児サークルマップを作成し、対象世帯に配布します。

#### ④健康カレンダーの配布（健康づくり支援課）

○保健・医療・福祉関連の情報などを掲載した健康カレンダーを全戸配布します。

## 基本目標 2

## 健やかな子どもの育成・教育環境の整備

子どもの健やかで豊かな成長を目指して、切れ目なく一貫した支援ができるように、母子保健事業や家庭・地域の教育環境の充実を目指します。

核家族化や少子化の進行等による家庭環境の変化、子育て・子育てをめぐる地域の生活環境・社会環境の変化を背景に、子育て家庭のニーズは多様化しています。とりわけ、子どもの成長や発達、病気や健康など、母子の保健・医療に関わることについて、子育て家庭では常に重要な関心を持っており、ニーズも高くなっています。また、幼児教育を含めて子どもの教育については、地域の教育環境の整備・充実が求められています。

こうした保健・医療、教育環境整備に関わる市民ニーズに的確に対応できるように、母親の出産、乳幼児期、児童期等主な年齢ステージごとに、切れ目のない連続的な育成環境の整備・充実を図ることが必要となっています。

## 施策の方向

- 1 次世代の健康づくり
- 2 教育・生涯学習と地域連携

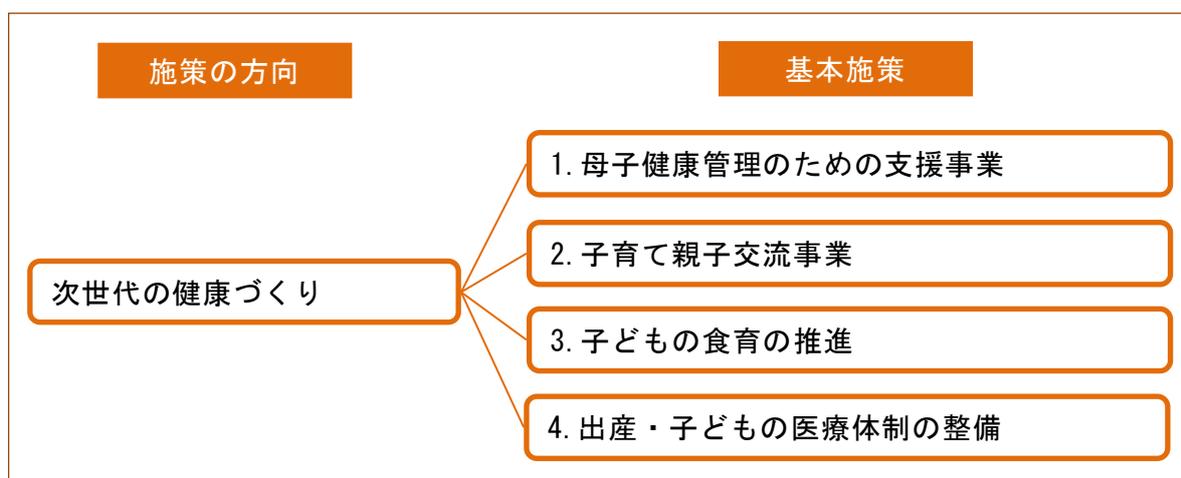
## 施策の方向1 次世代の健康づくり

健康づくりは、充実した生活を過ごすために世代を問わず全年齢にとって重要な課題であり、本市においては母子保健事業等各種の保健事業を推進してきました。とりわけ乳幼児や児童期等次世代の健康づくりとともに、食に対する正しい理解と姿勢を身に付けるための食育推進は、次代を担う心身共に健康な市民の育成のため、最も重要な土台をつくることになり、子ども・子育て支援対策の重要な柱です。

母親や家族が、適切な育児方法や正しい知識を持って子育てを行うこと、母親・父親同士の交流、必要な子育て情報の入手、いつでも気軽に相談できる人や機関があること、医療面での緊急時の対応が可能な環境等の整備・充実が求められます。

### 施策の方向

- ①乳幼児健診をはじめ母子保健事業の充実を図り、妊娠・出産、母子の健康管理等切れ目なく事業を推進します。
- ②子育てで孤立する母親をなくすため、サークル活動や交流事業により母親・父親同士の交流を図ります。
- ③子育て支援施策としての子どもの食育を推進します。
- ④安心して出産できる保健医療環境や子どもの医療体制の充実を図ります。



**基本施策 2-1-1. 母子健康管理のための支援事業**

母子の健康管理のために、妊婦健診や乳幼児健診をはじめ、家庭訪問による適切な保健指導や助言活動等の充実を図ります。

**①母子健康手帳の交付（健康づくり支援課）**

○妊娠・出産・子育てについて、母子の健康管理に役立てるとともに、健全な母性の育成を図るための情報を提供します。

**②妊婦・乳児健康診査費助成事業 \*再掲（健康づくり支援課）**

○妊婦健康診査（14回分）及び乳児健康診査（2回分）の補助が受けられます。

**③ハイリスク妊産婦の訪問（健康づくり支援課）**

○妊娠時から継続的な支援を図り、身体的、精神的、社会的にも健全な子育てができるよう訪問事業を実施します。

**④健康診査と予防接種（健康づくり支援課）**

○妊婦や乳幼児の健康診査の充実と予防接種の推進を図ります。

**⑤新生児訪問指導（健康づくり支援課）**

○産後早期の育児トラブルに対応し、子育ての円滑なスタートを開始できるよう出産後28日以内に2回、助産師の新生児訪問指導を受けることができます。

**⑥乳児家庭全戸訪問事業（再掲）（健康づくり支援課・社会福祉課）**

○すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育て情報提供、乳児及び保護者の心身の状況・環境把握、相談・助言を行います。

**⑦養育支援家庭訪問事業（再掲）（健康づくり支援課・社会福祉課）**

○すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問する乳児家庭全戸訪問事業の結果、特に支援が必要な家庭にはあらためて養育についての相談・指導・助言を行います。

**⑧育児相談（健康づくり支援課）**

○5か月児以上の乳幼児の子育て相談を実施します。

**⑨歯科相談（健康づくり支援課）**

○歯科相談その他保健指導の充実に努めます。

**⑩乳幼児健診の充実（健康づくり支援課）**

○4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健診、3歳児健康診査、乳幼児健

診二次検診などにより、乳幼児の健やかな子育て支援に努めます。

**⑪早期療育指導支援システム（健康づくり支援課、学校教育課） \*再掲**

○発達のみでほかの子と少し違ういわゆる「気になる子」や障害をもつ子が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに成長していくために、子の状態に応じて、専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供します。また、医療、保健、教育、福祉部門の関係機関が連携して生活環境の調整、子育て支援を行います。

**(1) 乳幼児健康診査**

○適切な発達・発育のために、健康診査と子育て支援を行います。

**(2) フォロー児の遊びの教室（カンガルークラブ）**

○発達、発育上経過観察が必要な子及び育児支援が必要と思われる親と子を対象に、遊びの教室を実施します。

**(3) 乳幼児健康診査二次検診（コアラ教室）**

○乳幼児健診等で発達の問題が疑われる子や関係機関から紹介のあった子に対し、専門医の診察、心理判定等を行い、早期に疾病・障害を発見し、適切な支援につなげます。

**(4) 療育指導・相談**

○ことばの遅れ、知的発達、多動など発達に課題がある子に対し、専門指導員による言葉・運動・対人関係の形成等の各種適応訓練を行います。また、教育診断・相談を通し、就学までの子の成長や保護者等の子育てを支援します。

**(5) 個別援助計画策定会議**

○療育指導に通所している子等に対し個別援助計画を策定し、保健、教育、福祉部門の関係機関が連携しながら支援するため定期的な会議を行います。

**(6) 市内幼稚園・保育所の巡回相談**

○専門相談員（療育指導員）と保健師が市内幼稚園・保育所へ定期的に巡回し、療育指導に通所している子のみならず発達が気になる園児について発達相談とかかわり方等の助言指導を行います。

**(7) 幼児教育相談（ことばの教室）**

○ことばの発達や障害に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。

**⑫子どもの事故防止啓発活動（健康づくり支援課）**

○誤飲や転倒、風呂場や階段などの危険から子どもを守る知識を啓発し、不慮の事故を予防します。

**⑬甲状腺超音波検査事業**（健康づくり支援課）

○東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散による健康被害について、甲状腺超音波検査を実施します。

**基本施策 2-1-2. 子育て親子交流事業**

子育てに関する正しい知識や情報を学び、親子での遊びや学び、母親同士の交流の場を設けて、子育て不安を軽減し、楽しく、子育てができるように支援します。

**①妊婦教室・父親教室**（健康づくり支援課）

○妊婦教室(プレママプラス)、父親教室(プレパパスクール)を実施します。

**②子育てサークル活動への支援**（社会福祉課・健康づくり支援課）

○親の育児不安を解消し、孤立しがちな乳幼児期の育児を支援するため、赤ちゃんサークルや子育てふれあいサロン、母親クラブなどの育児サークル活動を支援します。

**③離乳食教室の開催**（健康づくり支援課）

○乳幼児期の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させるため開催します。

**④おひさまクラブ**（健康づくり支援課）

○乳児（5～9 か月）と母親を対象に、親子遊びや手遊び、スキンシップ体操などを行い、母親同士の交流を行います。

**基本施策 2-1-3. 子どもの食育の推進**

食育は全年代を対象に切れ目なく推進する必要がありますが、特に、乳幼児から児童期において、家庭をはじめ教育・保育施設や学校における食育事業の充実を図ります。

**①食に関する学習機会の充実**（親子料理教室）（健康づくり支援課）

○親子料理教室など、食に関する学習機会の充実を図ります。

**②食育支援ネットワーク構築**（健康づくり支援課）

○行政、保育所、認定こども園、学校等の関係者による食育支援ネットワークを構築し、家庭・施設・学校・地域が連携して食育を推進します。

**③食育に関する情報提供や指導**（健康づくり支援課）

○食育推進ネットワークの構築に向けた検討を行います。

#### 基本施策 2-1-4. 出産・子どもの医療体制の整備

安心して出産ができる環境、緊急時等の子どもの医療体制の整備とともに、感染症予防や予防接種など保健医療体制の整備を図ります。

##### ①市民病院における小児医療・救急体制の整備（市民病院）

○市民病院における小児医療・救急体制の整備を図ります。

##### ②医療機関による救急医療体制の整備・充実（市民病院・健康づくり支援課）

○救急医療を確保するために、地元医師会をはじめ医療機関相互の連携の強化と協力体制の構築を図ります。

##### ③不妊治療費助成事業（健康づくり支援課）

○不妊治療技術が高度で、かつ治療費が高額である特定不妊治療の一部を助成します。

## 施策の方向 2 教育・生涯学習と地域連携

子どもの「生きる力」の育みを目指す学校教育とともに、学校をはじめ家庭や地域の協働の取組で家庭の教育力、地域の教育力の全般的な向上を図ることが必要となっています。

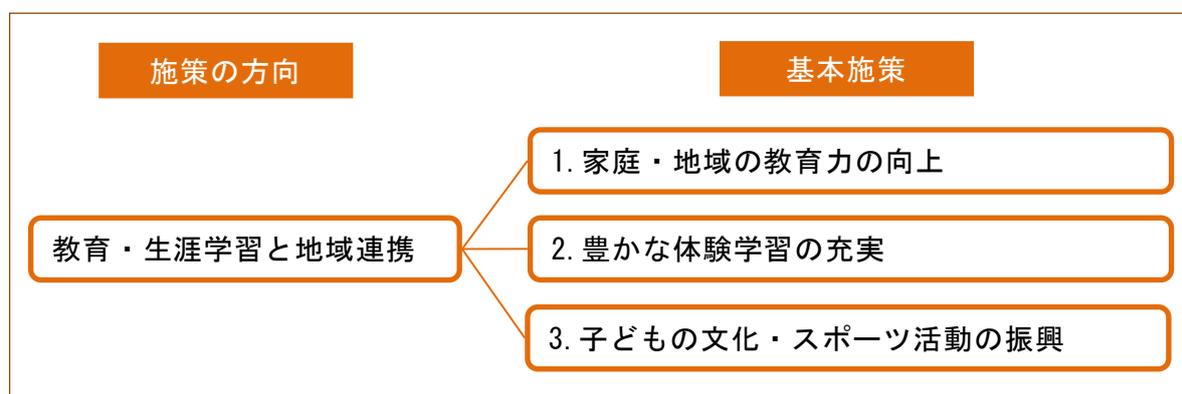
子どもの教育の第一義的責任は家庭にあることを基本に、特に家庭の教育力の向上については地域社会全体で支援していくことが重要です。

幼児や小中学校の児童生徒の身近な自然環境とのふれあい活動、高齢者や乳幼児等との交流、福祉体験やボランティア活動、すぐれた芸術文化の鑑賞など多様な体験活動は、児童生徒の豊かな感性を育てます。このような体験活動等の機会を豊富に提供するため、生涯学習の推進、学校・地域社会との連携の強化が求められます。

子どもが自分にあったスポーツをすることは、公正性や協調性を学び、スポーツのある豊かな生涯を送るためにも重要な課題です。また、読書活動をはじめさまざまな文化的な活動により、文化的な素養を持った心身共に豊かな市民を育成します。

### 施策の方向

- ①学校・家庭・地域の連携を基礎に、教育環境の整備、子どもの文化・スポーツ活動の振興を図ります。
- ②自然体験・福祉体験、他世代とのふれあい活動等の充実を図り、子どもが豊かな放課後・長期休暇をおくれるようにします。



### 基本施策 2-2-1. 家庭・地域の教育力の向上

心身共に健やかな子どもの成長、育成を支援するため、家庭や学校と地域の連携で、家庭の教育力と地域の教育力の向上を目指す事業を実施します。

#### ①教育・保育施設と小学校との連携（学校教育課・社会福祉課・教育総務課）

○就学前の学校訪問や教育・保育施設の見学を実施するなど、両者の連携推進を図ります。

#### ②学校評議員制度などの活用（学校教育課）

○学校評議員制度などの活用により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図るとともに、地域に根ざした信頼される学校づくりを推進します。

#### ③家庭教育のための人材育成（社会福祉課）

○地域で活動するボランティアや子育ての中の親などの情報交換や交流を図り、人間関係や集団のルールなどを家庭に対して伝えられる人材の育成に努めます。

#### ④家庭教育学級（生涯学習課）

○家族ぐるみで教育のあり方を学習するため、県教育委員会が作成した「家庭教育ブック」を、各小学校を通し保護者へ配布し、家庭教育学習において活用することにより、家庭教育の推進を図ります。

#### ⑤環境浄化活動（生涯学習課）

○青少年にとって良好な社会環境づくりを推進するため、「茨城県青少年の環境整備条例」に基づく店舗への立ち入り調査を行うなど、環境浄化活動に取り組みます。

#### ⑥青少年相談員活動（生涯学習課）

○青少年の実態把握に努め、相談、助言、指導などの活動、相談員の活動に関する研究と相互の情報交換、連絡調整等を行います。

#### ⑦子ども会育成会の振興（生涯学習課）

○安全共済会への加入を促進し、各地区の子ども会の振興を図ります。

#### ⑧地域組織活動育成事業（母親クラブ）（社会福祉課）

○地域における児童を健全に育成することを目的として活動が展開されている母親等の組織運営（母親クラブ）に対して助成します。

#### ⑨青少年健全育成市民の会補助事業（生涯学習課）

○家庭・学校・各種団体など、地域社会が一体となって青少年健全育成の重要性を認識し、その目的達成のための各種事業を実施する青少年健全育成市民の会へ補助を行います。

### 基本施策 2-2-2. 豊かな体験学習の充実

放課後や長期休暇を活用して、自然環境とのふれあい、福祉や環境・美化活動等に関わる体験・ボランティア活動などへの自主的な参加により、子ども自ら豊かなところを持って成長できるように事業を推進します。

#### ①中学生のボランティア活動推進（学校教育課）

○中学生の清掃環境美化等のボランティア活動の推進により、地域社会との交流機会を拡大し、若者の社会参加意識の醸成に努めます。

#### ②職場体験による意識啓発（学校教育課）

○職場体験を通じ、就業に対する中学生の意識啓発を図ります。

#### ③乳幼児とのふれあい活動（健康づくり支援課）

○乳児サークルの場などを利用して、高校生等が乳幼児とふれあう機会の創出を図ります。

#### ④元気っ子体験学習（生涯学習課）

○親子対象の「夏野菜づくり隊」、「ヒロシマで学ぶ平和への旅」の実施、これらの事業報告会となる「元気っ子プラザ」を開催し、体験学習の機会を提供します。

#### ⑤子ども議会（教育総務課）

○学校教育の一環として、児童・生徒の市政に対する興味・関心を引き起こし、将来の北茨城市のまちづくりの一端を担う人材を育成し、さらに子ども議会での提案等に基づき北茨城市のまちづくりに反映させます。

### 基本施策 2-2-3. 子どもの文化・スポーツ活動の振興

図書館や公民館等の事業やふるさと文化の伝承など多様な文化活動への参加、スポーツ少年団活動等スポーツ活動の取組により、子ども自身が豊かな生涯をつくる基礎づくりを支援します。

#### ①ブックスタート事業（図書館）

○生後1歳未満の赤ちゃんに絵本のセットを贈呈し、赤ちゃんと保護者が本を介してふれあうひとときを持つきっかけをつくります。

#### ②学校施設の開放（生涯学習課）

○社会教育及び社会体育の普及のため、小・中学校の施設を住民の使用に供します（グラウンド、体育館など）。

③地域における子育て組織への支援（生涯学習課）

○子ども会やスポーツ少年団など地域における子育て組織の活動の推進と支援に努めます。

④スポーツ少年団活動の振興（生涯学習課）

○スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成を図ります。

■資料：スポーツ少年団の状況

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
スポーツ少年団数	団	29	29	28	29	29
登録児童数	人	702	742	670	679	656
指導員登録人数	人	165	170	167	172	172

※役職員指導者4名を含む

少年団種目と構成人数	単位	平成25年度
空手	人	13
剣道	人	96
硬式テニス	人	14
サッカー	人	183
柔道	人	42
体操	人	18
軟式野球	人	201
バレーボール	人	72
ミニバスケットボール	人	149
陸上	人	36
計	人	824

※役職員指導者4名を含まず

## 基本目標3

## 安心して子育て・子育てができるまちづくり

子どもがのびのびと安全に遊び・学べるまち、幼い子ども連れでも外出しやすいまち、子育てと仕事を両立できて安心して働けるまちを、市民みんなの参加・協働の力でつくっていきます。

安心して子どもを生み、育てるためには、何よりも子どもの生命や健康にとって危険がないことです。

子ども連れでも安心して自由に外出できる地域環境、犯罪や交通事故の危険がない安全なまちづくりが課題となっています。

子どもを交通事故から守るためには、歩道の整備や信号・標識の設置等ハード面の整備とともに、学校や地域における交通安全教育や見守り、通学路の安全確保対策が重要です。

子どもを犯罪の危険から守るためには、警察や地域住民が協働して、犯罪や不審者等に関する情報の共有、地域の大人の見守る力を強化して、明るいまちづくりを推進することが必要です。

また、地域経済や雇用の面からも地域社会の一翼を担っている企業・事業所においては、従業員の子育てと仕事が両立できるようにすること、育児休業を取得しても安心して雇用が維持されるようにすることなど、子育てにやさしい職場環境を整備するように努めることが求められます。

## 施策の方向

- 1 子育てしやすい生活環境の整備
- 2 交通事故や犯罪のないまちづくり
- 3 仕事と子育てが両立できる環境整備

## 施策の方向1 子育てしやすい生活環境の整備

妊産婦や乳幼児、子ども連れの人をはじめ障害のある人や高齢者等が気軽に外出し、安心して安全にすごせる公園や遊び場のある地域は、誰にとっても住みやすい地域です。

公園整備及び遊具点検等を実施し、地域の安全な遊び場・公園整備を行い、住みよいまちづくりを推進してきました。

子どもがいつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場の整備、子連れでも安心して外出できるように身近な地域環境の整備を進めることが求められます。

### 施策の方向

①身近な地域に、いつでも気軽に出かけてゆき、安全に安心して親子がすごせる遊び場や公園などを整備し、快適な生活環境となるように、住みよいまちづくりを推進します。



### 基本施策 3-1-1. 地域の身近な公園の整備

子どもの身近な地域に安全で自由に遊べる公園の整備・充実を図ります。

#### ①安全な公園の整備（都市計画課）

○子どもに安全で快適な空間を提供するため、公園施設の定期的な点検結果等を踏まえ、遊具の安全性の向上を図るとともに、地域団体等との連携による公園の清掃活動等を進めます。

#### ■資料:市内の公園

区分	単位	平成26年度
都市公園	箇所	77
その他の公園	箇所	8

平成26年4月1日現在

### 基本施策 3-1-2. 子連れで外出しやすいまちづくり

子連れでも安全に外出しやすいように、施設や道路等のバリアフリー整備などの環境整備を図ります。

#### ①公共施設など建設物のバリアフリー化（図書館、教育総務課、健康づくり支援課、生涯学習課）

○図書館や学校、その他の公共施設等については、入口の段差解消やスロープの設置、手すりの設置、車椅子が利用できる開口部の確保などバリアフリー化を促進します。

## 施策の方向 2 交通事故や犯罪のないまちづくり

住民による防犯パトロールの実施や、交通事故を防ぐための交通安全教室の開催、通学路の安全点検活動・整備など、こうした事業や活動をさらに充実していくことが必要です。

日常的に子どもの生活・活動の場となる教育・保育施設や学校等においては、危機管理マニュアルに従った体制整備を促進し、事故や犯罪を予防することが重要です。

また、災害発生時には、子どもの生命を守ることを第一に、避難訓練や体制整備の充実を図り、緊急時に対応できるようにすることが必要です。

### 施策の方向

- ①事故や災害、犯罪の危険から子どもの安全・安心を守るために、教育・保育施設や学校、関係機関等の地域における連携を強化し、家庭とともに、地域住民同士の協働を図ります。



### 基本施策 3-2-1. 犯罪の危険から子どもを守る事業

児童・生徒の登下校時や地域環境の安全性を確保するため、公園の整備や「子どもを守る110番の家」事業等を、家庭・学校・地域での連携を強化して推進するとともに、安全に関する情報収集及び情報発信等を、適宜、実施できるように取り組みます。

また、教育・保育施設及び学校における危機管理マニュアルの関係者への周知・普及を図ります。

#### ①安心安全な公園の管理（都市計画課）

- 安心して公園が利用できるように、外周からの見通しの確保、園内の死角となる部分の排除、園内への街灯の設置等を通じ、防犯に配慮した公園整備を進めます。

**②関連機関のネットワーク化**（社会福祉課、学校教育課、生涯学習課、総務課）

○教育・保育施設や学校、子どもを守る110番の家、青少年相談員、地域住民などによる子どもを守るネットワークを強化します。

**③犯罪に関する情報提供**（社会福祉課、学校教育課）

○犯罪等に関する情報提供に努めます。

**④安心なまちづくり推進事業**（社会福祉協議会）

○青少年相談員や自主防犯組織による巡回活動など自主防犯活動、青少年健全育成団体への支援と情報提供を行います。また社協7支部（町単位）11地区において、安心なまちづくり推進事業として個別防犯活動や防犯に関する啓発活動を実施します。

**⑤子どもを守る110番の家**（生涯学習課）

○子どもが犯罪の被害を受けた時、または犯罪に巻き込まれそうになった時に一時的に避難する場所として、子どもを守る110番の家への協力要請とその周知を図ります。

**⑥防犯講習会の開催**（学校教育課）

○日常のなかで犯罪に対する警戒意識の醸成を図るため、学校などにおける防犯講習会などの充実を図ります。

**⑦犯罪等の被害にあった児童への支援体制整備**（学校教育課）

○犯罪の被害にあった児童に対しては、関係機関の連携協力のもと、あらゆる支援ができるよう体制の整備に努めます。

**基本施策 3-2-2. 事故や災害から子どもを守る事業**

通学路の点検・整備等交通安全環境の整備とともに、教育・保育施設や学校等での児童生徒への交通安全教育を推進し、交通安全に対する意識を醸成します。また、災害時に対応できるように防災訓練等を実施します。

**①通学路点検の実施**（教育総務課）

○小・中学校の通学路点検を実施し、幼児・児童にとって危険な箇所の速やかな発見に努めます。

**②交通安全教育の実施**（社会福祉課、学校教育課、総務課）

○交通安全教育を実施するとともに、その内容の充実を図ります。

**③チャイルドカーシート取り付け指導等**（総務課）

○チャイルドカーシートの取り付けの指導や後部座席を含めたシートベルトの着用を徹底することにより、交通事故が起こった際の乳幼児の安全性向上に努めます。

**④子どもの防災訓練・防災教育**（学校教育課）

○災害時の児童生徒の避難場所や避難方法等の指導・教育を行います。

## 施策の方向3 仕事と子育てが両立できる環境整備

多様な働き方や仕事に対する考え方の相違があるにしても、生活や子育てとの調和「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の実現された姿（「希望」の「現実」化）を希求することが望まれます。（注）

一面では、男女の役割分担意識や働く個人の意識改革が求められるとともに、職場や職場集団の意識の改革が必要であり、育児休業の取得しやすさなど子育てにやさしい働き方や職場づくりを促進することが重要な課題です。

（注）ワーク・ライフ・バランス：「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（内閣府ワーク・ライフ・バランス憲章による定義）

### 施策の方向

- ①ワーク・ライフ・バランスを実現する地域社会の構築を目指して、市民の意識改革や子育てしやすい職場環境の整備のために啓発事業を推進します。



### 基本施策 3-3-1. 児童と男女共同についての意識改革

子どもを主体性のある一人の個人として尊重するとともに、家庭・職場・地域においてあらゆる面での男女共同参画を推進するため、広報・啓発を行います。

#### ①「児童の権利に関する条約」の啓発・普及（社会福祉課）

- 18歳未満の全ての子どもを対象にした条約の趣旨について、子ども・住民に啓発・普及を図ります。

#### ②「男女共同参画社会」の啓発・普及（まちづくり協働課）

- 第2次きたいばらき男女共同参画プランに基づき、計画的な推進を図ります。

### 基本施策 3-3-2. 子育てにやさしい職場づくり

子育てにやさしい職場づくりを行う事業所やファミリー・フレンドリー企業等の紹介・普及を推進します。(注)

(注) ファミリーフレンドリー企業：仕事と育児・介護両立のために、分割取得できる育児休業制度、育児や介護のための短時間勤務制度、事業所内託児施設の設置など労働者が多様で柔軟な働き方を選べるように様々な制度を設け、取り組みを行っている企業のことです。

#### ①ワーク・ライフ・バランス憲章の普及 (社会福祉課)

○ワーク・ライフ・バランス憲章について広報・ホームページ等により普及を図ります。

#### ②育児休業制度の啓発・普及 (社会福祉課)

○育児休業制度取得について、事業所への啓発・普及を図ります。

#### ③ファミリーフレンドリー企業の普及促進 (社会福祉課)

○仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業（ファミリーフレンドリー企業）の紹介・普及促進を図ります。

#### ④一般事業主行動計画の趣旨の普及 (社会福祉課)

○「計画」策定対象企業の策定促進を図るとともに、「計画」策定対象企業でなくても、「子育てと仕事の両立」ができるような職場環境の趣旨の普及を図ります。

# 第5章 子ども・子育て支援 重点事業

## 1 基本指針

「基本指針」（子ども・子育て支援法第60条）では、教育・保育の提供区域、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策について、基本的な事項を定めています。特に、量の見込については、現在の教育・保育や各種保育サービス等の利用状況の把握とともに、利用希望の調査を行い、地域の実情に応じて設定することが求められています。

本市においては、平成25年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」結果を活用して、国の示す「標準的算出法」（注）に準拠し、保護者の将来の就労希望等の変化（潜在的ニーズ）を勘案して、見込量を算出しています。

（注）標準的算出法：アンケート調査結果による事業の利用希望率等を基にして、見込量を推計するワークシートでの算出法。

## 2 教育・保育の提供区域の設定

### （1）提供区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

また、教育・保育提供区域の設定は、地域型保育事業の市の認可にあたり需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するように求められています。

### （2）提供区域の設定

#### ①教育・保育施設及び地域型保育事業

教育・保育については、市内施設の配置状況等を勘案して、市全域を一つの提供区域とします。

#### ②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育施設等に準じて一つの提供区域としますが、事業の性格や特徴から、市内での配置バランス等を勘案して、適宜、柔軟に検討します。

### 3 教育・保育の見込量と確保方策

#### (1) 教育・保育の見込量

##### ①教育・保育の見込量

平成27年度から31年度の教育・保育の見込量については、25年度の実績を勘案して次の表の通りとします。

平成27年度の見込量について、26年度見込量からの増減率は、0歳児が105%、3歳未満では105%です。31年度では0歳児が122%、3歳未満では125%です。

3歳以上については、①及び②の31年度の見込量は51%に減少します。一方、③は125%に増加します。

全体では、合計1,249人が31年度においては83%に減少し、1,038人になる見込です。

##### ■教育・保育見込量

区分	単位	見込	計画期間の見込量						増減率	
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	27年度/26年度	31年度/26年度
<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳	人	60	63	66	69	72	73	105%	122%
<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)	1・2歳	人	185	195	205	215	225	233	105%	126%
3号認定小計	3歳未満計	人	245	258	271	284	297	306	105%	125%
①<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)	3歳以上	人	708	530	460	404	361	294	82%	51%
②<2号認定>(幼児教育希望が強い)		人		50	55	60	64	67		
③<2号認定>(認定こども園及び保育所)		人		296	297	312	327	342		
小計(①+②+③)	3歳以上計	人	1,004	877	827	791	767	732	87%	73%
合計	-	人	1,249	1,135	1,098	1,075	1,064	1,038	91%	83%

注1:平成26年度見込(25年度実績)の①と②は認定こども園、③は便宜上「保育所」のみとしてある

注2:平成31年度の0歳見込量は母親の育児休業率40.9%を控除して算出

##### ②利用率

利用率(見込量の対象児童数に対する割合)は、次の表の通り、平成26年度、全体の利用率は65.9%ですが、31年度には71.6%となります。

##### ■利用率

区分	単位	見込	計画期間の利用率(見込量/対象児童数)					
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳	%	21.0	24.4	26.4	28.5	30.6	32.2
<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)	1・2歳	%	31.7	35.5	39.3	42.7	46.1	49.3
3号認定小計	3歳未満計	%	28.2	32.0	35.1	38.1	41.1	43.7
①<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)	3歳以上	%	69.1	59.2	54.4	49.9	46.0	39.3
②<2号認定>(幼児教育希望が強い)		%		5.6	6.5	7.4	8.2	8.9
③<2号認定>(認定こども園及び保育所)		%		28.9	33.2	36.9	40.4	43.6
小計(①+②+③)	3歳以上計	%	98.0	98.0	97.9	97.8	97.7	97.7
合計	-	%	65.9	66.7	67.9	69.1	70.6	71.6

## (2) 教育・保育の確保方策

### 1) 確保方策を定めるにあたっての本市の基本方針

確保方策を定めるにあたって、本市の基本方針を次の通りとします。

- ①教育・保育見込量の充足には、特定教育・保育施設の充実を基本とします。
- ②特定地域型保育事業の必要な場合は、市内全域の教育・保育施設の配置バランスを考慮して、適切な量を見込みます。
- ③新制度の趣旨を踏まえて、幼保連携型認定こども園の創設をめざし、拡充を図ります。
- ④公立保育所の定数割れ状況の解消を目指します。

### 2) 本市の教育・保育施設の設置数と定員数の見込

本市内の教育・保育施設数と定員数は、計画期間中、次の通りの見込です。

計画初年度の平成27年度、保育所は私立2園、公立1園で定員計330人、保育所型認定こども園2園（保育所から移行）、定員250人、幼稚園型認定こども園は4園、定員900人、教育・保育施設定員総数は1,480人です。

平成28年度以降は、保育所型認定こども園2園は幼保連携型認定こども園に移行し、さらに私立保育園1園が保育所型認定こども園に移行する見込みです。

公立保育所については定数割れ状況が継続していますので、計画期間中には定員数の減少の可能性があります（平成26年度中に1園廃園の予定）。

また、「確保方策」は認可定員の範囲内で市が設定する「利用定員」によることが基本とされていますので、今後、実情にあうように変更する場合があります。（注）

（注）認可定員とは、設立の際に設置基準を満たして県の認可を受けた定員数のことで、利用定員とは、子ども・子育て支援制度への移行にあたって、市との協議の上で定める定員数のことです。

#### ■教育・保育施設の定員数の見込

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	箇所	定員数										
保育所	6	580	3	330	2	180	2	180	2	180	2	180
保育所型認定こども園	-	-	2	250	1	160	1	160	1	170	1	170
幼保連携型認定こども園	-	-	-	-	2	270	2	270	2	270	2	270
幼稚園型認定こども園	4	900	4	900	4	900	4	900	4	900	4	900
合計	10	1,480	9	1,480	9	1,510	9	1,510	9	1,520	9	1,520

### 3) 教育・保育見込量の確保方策

#### 3) -1 平成27年度

教育・保育についての見込量の計1,135人に対して、市内の教育・保育施設の定員数(確保方策による確保量)計1,480人で対応するため、全体では345人分の余裕があります。

認定区分ごとに見ると、1号認定では218人分の余裕があります。2号認定は「幼児教育の希望が強い」では122人分、「保育ニーズ」では28人分の余裕があります。3号認定のうち0歳児では23人分不足します。1・2歳児では過不足ありません。

3号認定0歳児の不足分は、保育所等の利用定員の増加により対応を図ります。

#### 3) -2 平成31年度

見込量の計は1,038人に減少しますが、これに対して市内の確保量は全体では1,520人で対応するため、482人分の余裕があります。

認定区分ごとに見ると、1号認定については336人分、2号認定のうち「幼児教育の希望が強い」では133人分、「保育ニーズ」では9人分の余裕があります。

3号認定のうち0歳児、1・2歳児については、いずれも2人分の余裕があります。

なお、特定地域型保育事業については、計画期間中途の年度において、適宜、必要性を検討します。

#### 【平成27年度・31年度の見込量と確保方策】

区分	単位	平成27年度見込						平成31年度見込						計	対27年度増減
		1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計		
			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児			
見込量	人	530	50	297	63	195	1,135	294	67	371	73	233	1,038	△97	
確保方策	教育・保育施設	人	748	172	325	40	195	1,480	630	200	380	75	235	1,520	40
	①保育所	人	-	-	184	26	120	330	-	-	100	20	60	180	△150
	②認定こども園	人	748	172	141	14	75	1,150	630	200	280	55	175	1,340	190
	1) 幼稚園型	人	728	172	0	0	0	900	600	200	100	0	0	900	0
	2) 保育所型	人	20	0	141	14	75	250	10	0	70	20	70	170	△80
	3) 幼保連携型	人	-	-	-	-	-	0	20	0	110	35	105	270	270
過不足(確保方策-見込量)	人	218	122	28	△23	0	345	336	133	9	2	2	482	137	

#### 【平成28年度・29年度・30年度の見込量と確保方策】

区分	単位	平成28年度見込						平成29年度見込						平成30年度見込						
		1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計	
			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児		
見込量	人	460	55	312	66	205	1,098	404	60	327	69	215	1,075	361	64	342	72	225	1,064	
確保方策	教育・保育施設	人	680	200	350	70	210	1,510	680	200	340	70	220	1,510	630	230	350	75	235	1,520
	①保育所	人	-	-	100	20	60	180	-	-	100	20	60	180	-	-	100	20	60	180
	②認定こども園	人	680	200	250	50	150	1,330	680	200	240	50	160	1,330	630	230	250	55	175	1,340
	1) 幼稚園型	人	650	200	50	0	0	900	650	200	50	0	0	900	600	230	70	0	0	900
	2) 保育所型	人	10	0	75	15	60	160	10	0	75	15	60	160	10	0	70	20	70	170
	3) 幼保連携型	人	20	0	125	35	90	270	20	0	115	35	100	270	20	0	110	35	105	270
過不足(見込量-確保方策)	人	220	145	38	4	5	412	276	140	13	1	5	435	269	166	8	3	10	456	

## 4 地域子ども・子育て支援事業の見込量の設定と確保方策

### ①時間外保育事業

時間外保育事業は、通常の保育所開所時間の延長等の保育ニーズに対応するための事業で、平成25年度、4箇所を実施しています。利用者数（推計）は増加傾向にあります。

#### 【見込量と確保方策】

平成31年度の利用者数は、26年度見込みより年度ごとに増加し、25人と見込みます。利用者のニーズに対応できるように、事業者との連携により実施体制の整備を図ります。

#### ■時間外保育事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度 増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
利用者数(推計)	人	18	19	19	20	21	22	23	25	6
延べ利用者数	人/年	4,298	4,591	4,591	4,800	5,040	5,280	5,520	6,000	1,409
実施箇所	箇所	4	4	4	8	8	8	8	8	4

注：利用者数(推計)は、月20日、12カ月利用と仮定して延べ利用者数により算出

### ②放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（本市では「児童クラブ」）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や保育所等で放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業で、平成25年度、4箇所設置されています。

利用者数（推計）は、小学校1～3年生が210人、小学校4～6年生が43人、計253人です。

#### 【見込量と確保方策】

平成31年度の利用者数（1～3年生）は、26年度見込量210人より年度ごとに増加し、262人を見込みます。4～6年生は、80人を見込み、合計では342人を見込みます。

利用者数は増加する見込のため、実施箇所については31年度までに8箇所10クラブでの実施を図ります。

まず、平成27年度に3事業所の増、平成28年度に1事業所の増を実施します。また、70人定員の大型児童クラブ2箇所を2分割し40人定員の児童クラブ2箇所で4クラブにします。これにより、平成27年度から定員数360人、平成28年度から定員数400人に拡充します。また、小学校6年生まで利用対象者を拡充します。

児童クラブは、放課後において児童も保護者も安心できる居場所を確保する対策として、児童の最も身近な小学校区ごとの設置が望ましいですが、今後は、高学年の利用希望についてもニーズに対応できるように、おおむね40人の利用児童数を基準に実施箇所や指導員等の充実を図り、生涯学習事業などと連携して事業を推進します。

■放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1～3年生利用者数(推計)	人	218	210	210	220	230	240	250	262	52
4～6年生利用者数(推計)	人	44	43	43	50	57	64	71	80	37
利用者数推計合計	人	262	253	253	270	287	304	321	342	89
実施箇所	箇所	4	4	4	9	10	10	10	10	6

注1:利用者数(推計)は、就学児童ニーズ調査結果から利用率による推計

注2:利用者数おおむね40人を基準に1箇所として、実施箇所数を見込む

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設において、一定期間(通常は7日間以内)、養育をします。

本市では児童養護施設2箇所で実施しており、平成25年度の利用者数は0です。23年度には利用者1人、延べ利用者数7人でしたが、年度により利用者数はかなり増減があります。

【見込量と確保方策】

平成26年度見込量を1人、延べ7人(人日)とみて、計画期間中においてほぼ同一と見込みます。平成31年度の延べ利用者数は9人(人日)を見込みます。(注)

実施箇所は、当面、現状維持として、今後の利用実績等を勘案して、見直しを行うこととします。

子育て短期支援事業は、アンケート調査の結果から算出される見込量はかなり大きいため、一定の調整を行った見込量としていますが、市民の事業に対するニーズは相当高いものがあります。一方、実際の利用状況は、年度による増減が大きく、利用に結びつく強いニーズに留意して事業を推進します。

(注)「人日」の単位:利用者一人当たりの利用日数(平均)を、利用人数に乗じて算出したもので1日利用とすれば「延べ利用者数」のこと(本「事業計画」で国が独自に設定した単位)

■子育て短期支援事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
利用者数	人	0	0	1	1	1	1	1	2	1
延べ利用者数	人日/年	0	0	7	7	7	7	7	9	2
実施箇所	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	0

注:平成26年度の延べ利用者数見込は、直近で最も多かった平成23年度実績値

#### ④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

実施箇所は平成25年度には3箇所、利用者数は増加傾向にあります。平成25年度の年間延べ利用者数は11,065人で、そのうち3歳未満の利用者数は6,362人と推計されます。

##### 【見込量と確保方策】

平成31年度の延べ利用者数は、27年度以降、年度ごとに増加して、0～5歳で11,269人回（注）、うち3歳未満は6,480人回を見込みます。

事業の実施箇所は、極端な増減はないものとみて、平成31年度まで現状を維持します。

（注）「人回」の単位：「人日」と同様で、一人の利用者の平均利用回数を利用者数に乗じて算出するもので、平均利用回数を1回とすれば、「延べ利用者数」のことです。

##### ■地域子育て支援拠点事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
延べ利用者数(0～5歳)	人回/年	11,031	11,065	11,099	11,133	11,167	11,201	11,235	11,269	170
内3歳未満推計	人回/年	6,343	6,362	6,382	6,401	6,421	6,441	6,460	6,480	98
実施箇所	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3	0

注：3歳未満実績推計は、0～5歳の57.5%（ニーズ調査結果より）として算出

#### ⑤一時預かり事業

一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所や地域子育て支援センター等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。また、幼稚園においては預かり保育として実施しています。

本市では幼稚園では4箇所、保育所では3箇所を実施しており、平成25年度、幼稚園では延べ利用者数は18,720人、保育所では延べ1,011人です。

##### 【見込量と確保方策】

従来幼稚園の預かり保育のうち定期的な預かり保育（保育を必要とする）については基本的には「認定こども園」に移行することで対応されることとなります。今後は在園児等対象の幼稚園型一時預かり事業となります。また、在園児以外の預かり保育及び保育所等で実施する事業は一時預かり事業（一般型）となります。

##### <幼稚園での在園児を対象とした一時預かり事業>

幼稚園（認定こども園）での一時預かり事業は、31年度には6,716人日を見込みます。実施箇所は幼稚園（認定こども園）4箇所での実施を図ります。

■幼稚園での在園児を対象とした一時預かり事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度 増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
一時預かり事業	人日/年	13,658	13,658	13,658	8,025	7,576	7,254	7,039	6,716	△ 6,942
実施箇所	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	0

<上記以外の一時預かり事業>

保育所等での一時預かり事業は、31年度には3,426人日を見込みます。

実施箇所は、保育所、認定こども園等8箇所で実施し、見込量に対応します。

■一時預かり事業(上記以外)

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度 増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
一時預かり事業(保育所等)	人日/年	3,276	3,276	3,276	3,279	3,316	3,352	3,389	3,426	150
実施箇所	箇所	7	7	7	7	8	8	8	8	1

注:実績は保育所

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する事業で、市内では1箇所で実施しています。利用者は年度ごとの増減がありますが、平成24年度には延べ利用者数90人、25年度には73人の利用があります。

【見込量と確保方策】

アンケート調査結果による利用意向はかなり大きいですが、実際の供給体制及び供給量を勘案して、0～5歳では、平成27年度以降、年度ごとに増加するものとし、31年度には330人日と見込みます。小学1～6年生は現状0ですが、31年度には173人日と見込みます。

実施箇所は、供給体制を鑑みて、当面は維持を図りますが、見込量の増加に対応して、整備を検討します。

■病児・病後児保育事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度 増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
年間延べ利用者数(0～5歳)	人日/年	90	73	90	138	186	234	282	330	240
年間延べ利用者数(1～6年生)	人日/年	0	0	0	35	70	105	140	173	173
合計	人日/年	90	73	90	173	256	339	422	503	
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	0

注1:26年度見込みは、24年度実績値

注2:一人平均2日利用と仮定すると、利用者数は31年度で252人、52週で割ると5人/週と推計

### ⑦ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受ける利用会員と援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業で、保育所への子どもの送迎、保護者が行事・冠婚葬祭・買い物などの外出や病気・急用の際の子どもの預かりなどに対応しています。

平成25年度、利用会員は94人、協力会員は46人です。0～5歳延べ利用者数は73人です。(利用者の年齢区分は不明のため、1～6年生利用者数は0としています。)

#### 【見込量と確保方策】

利用者数は、平成27年度以降、年度ごとに増加し、31年度には1～6年生利用者は22人日、0～5歳利用者は160人日、合計では182人日を見込みます。

当事業は、会員登録制となっていますので、利用会員の増加に対応して協力会員の増加で対応できるようにしますが、当面は26年度の協力会員数を維持して見込量を確保します。

#### ■ファミリーサポートセンター事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1～6年生延べ利用者	人日/年	0	0	0	4	8	12	16	22	22
0～5歳延べ利用者	人日/年	90	73	146	149	152	155	158	160	14
延べ利用者合計	人日/年	90	73	146	153	160	167	174	182	36
利用会員数	人	93	94	78	78	80	84	87	91	13
協力会員数	人	48	46	49	49	49	49	49	49	0

注1:26年度見込は21～25年度の平均値、27～31年度見込量は、21～25年度の利用会員一人当たり平均利用日数2日で算出

注2:利用会員数の27～31年度見込は、利用者数を平均利用日数2日で除して算出、協力会員は維持

### ⑧利用者支援に関する事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【見込量と確保方策】

当面、市の窓口で必要な業務を実施し、利用者の支援を図ります。

利用者の身近なところでの支援業務を推進できるように、計画期間中において、事業委託を含めて実施箇所の検討を行います。

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、1) 育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、2) 子育て支援に関する情報提供、3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討や関係機関との連絡調整などの業務を行う事業です。

本市においては、平成25年度、243人の乳児宅を訪問しました。

**【見込量と確保方策】**

本市の近年における出生数の状況からみて、計画期間中は 300 人を見込みます。

事業の見込量を実施できるように、保健師等必要な人材を確保するとともに、適宜、養育訪問支援事業に的確につなげられるように取り組みます。

**■乳児家庭全戸訪問事業**

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度 増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
訪問乳児数	人	290	243	290	300	300	300	300	300	10

**⑩養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業**

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された、特に養育のための支援が必要とされる家庭を訪問し、養育指導・助言、相談等を行う事業です。

このほか、要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会の取り組みを行っています。

養育支援訪問事業による訪問数は、平成 25 年度、27 件となっています。また、要保護児童対策地域協議会は、年間 12 回開催し、必要な対策を行っています。

**【見込量と確保方策】**

養育支援訪問事業の訪問人数は平成 31 年度、30 人を見込み、保健師等の必要な人材の確保を行います。また、要保護児童対策地域協議会は、引き続き、毎月 1 回程度開催していきます。

**■養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業**

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度 増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
養育支援訪問事業訪問人数	人	21	27	27	28	29	30	30	30	3
要保護児童対策地域協議会開催件数	件	12	12	12	12	12	12	12	12	0

**⑪妊婦健診実施事業**

妊娠中に最大で 14 回、茨城県内の医療機関及び助産所で健康診査にかかる費用の一部助成を受けることができる母子保健法による事業です。

平成 25 年度には、312 人を対象に事業を実施しています。

**【見込量と確保方策】**

近年の本市の出生数からみて、計画期間中は 300 人を見込み、健診もれがないように実施体制の充実を図ります。

■妊婦健診事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度 増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
妊婦健診対象人数	人	300	312	300	300	300	300	300	300	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【見込量と確保方策】

教育・保育等利用者への支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握できるように図ります。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するために、事業経験のある保育士OB等を活用して、新規参入事業者に対して巡回支援等を行う事業です。

【見込量と確保方策】

当面、既存の教育・保育施設等福祉資源の活用を図る方向で子ども・子育て支援事業を推進します。

# 第6章 計画の推進

# 1 推進体制

## (1) 推進組織

この計画は、関係団体や関係機関と連携して、市民協働により推進します。この計画の進捗管理は、北茨城市子ども・子育て会議が行います。

## (2) 事業の進捗管理

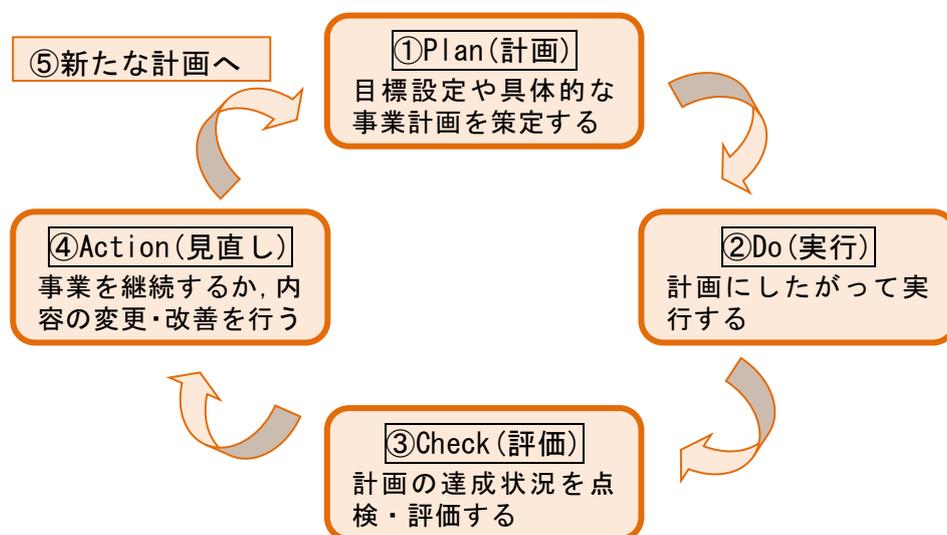
この計画の進捗管理は、次の方針により行います。

### ①PDCAサイクルの実施

この計画の事業の進捗管理は、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、年1回程度定期的に事業進捗状況を点検・評価し、必要な場合は、適宜、目標等の見直しを行い、事業の進捗を図ります。

(注) PDCAサイクル：P=プラン（この計画の具体的な事業方針等）、D=ドゥ（実行）、C=チェック（点検・評価）、A=アクション（見直し）。このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、事業方針の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

### <PDCAサイクルの概念図>



## ②事業評価

P D C Aサイクルの実施にあたって必要な事業及び計画の評価は、「北茨城市子ども・子育て会議」が行います。

## 2 施策の点検・公表

### (1) 事業評価の公表

毎年1回、事業の進捗状況についての点検・評価結果を市民に公表します。

### (2) 公表の方法

公表は市のホームページ等により行います。



# 資料

## 資料1 &lt;アンケート調査結果&gt;から

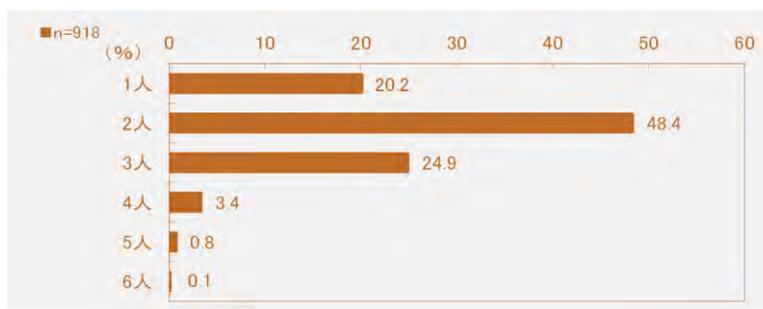
(注1) 以下の内容は「北茨城市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書」から一部抽出したものです。

(注2) 「\*就学児童」は就学児童保護者調査結果、無印は就学前児童保護者の調査結果。

## (1) 子どもの家庭の状況

## ①きょうだいの数

○「2人」が48.4%で最も多く、次いで「3人」が24.9%、「1人」が20.2%です。



## ②主に子育てをしている方

○「父母ともに」が54.1%、「主に母親」が44.1%、「主に祖父母」が0.9%です。



## ③日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無

○「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.2%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が43.0%、「緊急時には友人・知人にみてもらえる」が8.2%です。



## (2) 母親の就労状況

## ①母親の就労状況

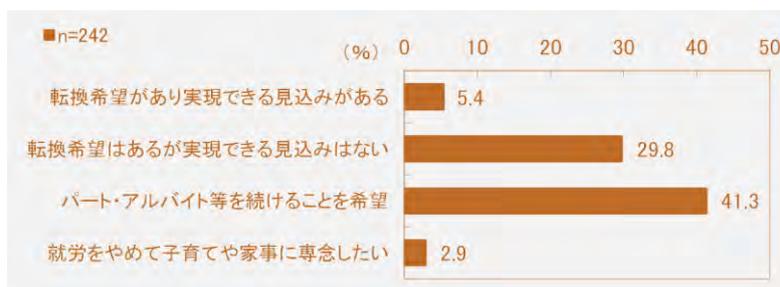
○「以前は就労していたが現在はしていない」が39.4%で最も多く、次に「就労中/パート・アルバイト等」25.4%、「就労中/フルタイム」24.3%です。



(パート・アルバイト等で就労している方)

### 1) 母親のフルタイムへの転換希望

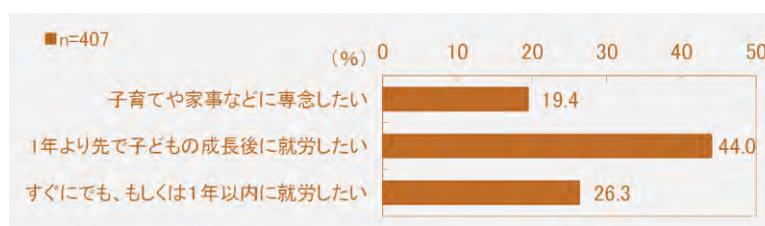
- 「パート・アルバイト等を続けることを希望」が41.3%で最も多く、次いで「転換希望はあるが実現できる見込みはない」が29.8%、「転換希望があり実現できる見込みがある」が5.4%です。



(「以前は就労していたが現在は就労していない」「これまで就労したことがない」方)

### 2) 母親の就労希望

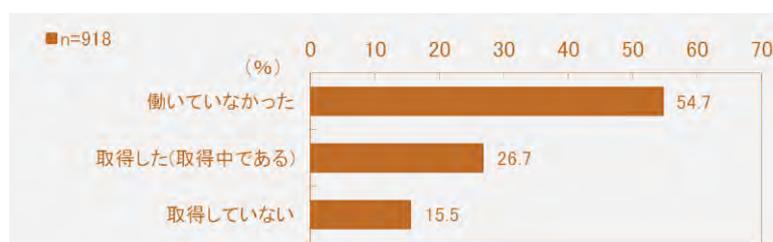
- 「1年より先で子どもの成長後に就労したい」が44.0%で最も多く、次に「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が26.3%、「子育てや家事などに専念したい」が19.4%となっています。



## ②育児休業取得の有無

### 1) 母親の取得状況

- 母親は「働いていなかった」が54.7%で最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が26.7%、「取得していない」が15.5%です。



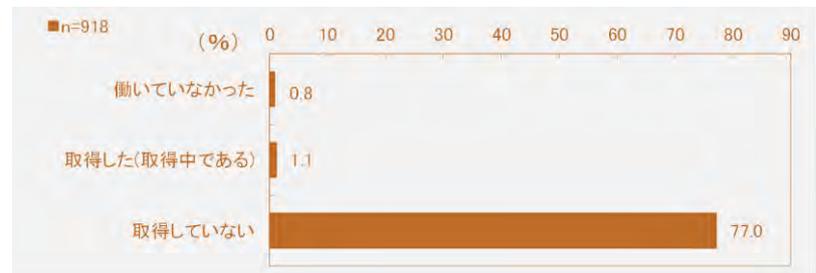
## 2) 母親：取得していない理由

○「子育てや家事に専念するため退職した」という人が38.7%で最も多く、次に「職場に育児休業の制度がなかった」21.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が18.3%です。



## 3) 父親の取得状況

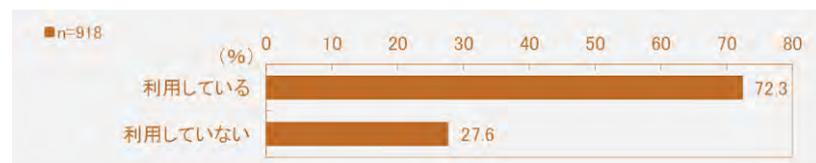
○父親は「取得していない」が77.0%と多数を占めています。



## (3) 教育・保育事業の利用現状・利用希望等

### ①「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無

○「利用している」が72.3%、「利用していない」が27.6%です。



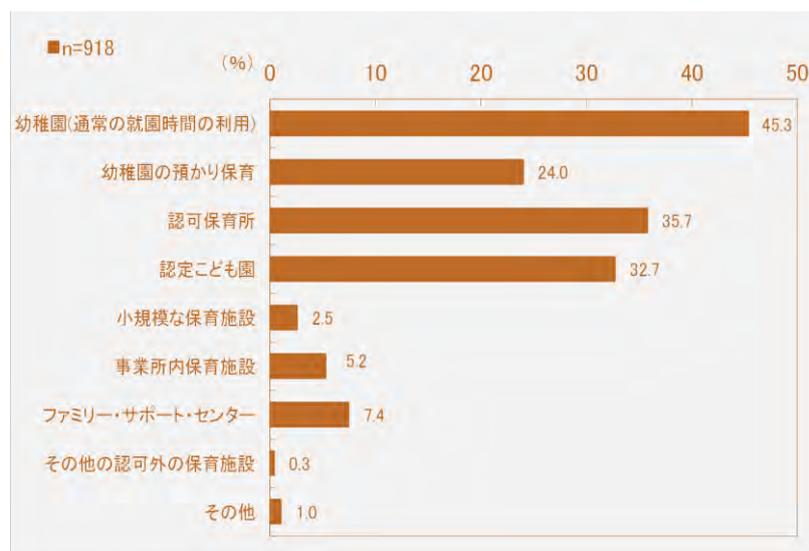
### ②定期的に利用している教育・保育の事業

○「認可保育所」が44.3%で最も多く、次いで「認定こども園」が28.0%、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が26.5%です。



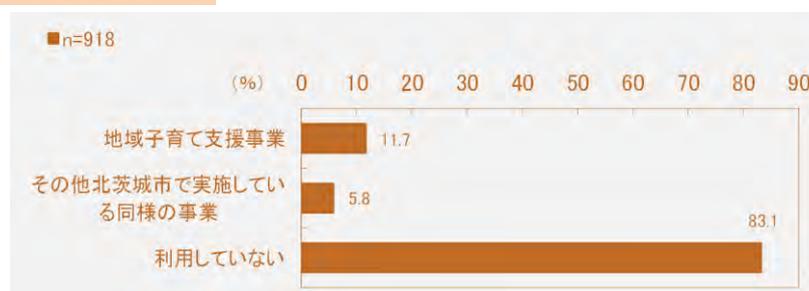
### ③今後定期的に利用したい教育・保育事業

○「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が45.3%で最も多く、次に「認可保育所」が35.7%、「認定こども園」が32.7%です。



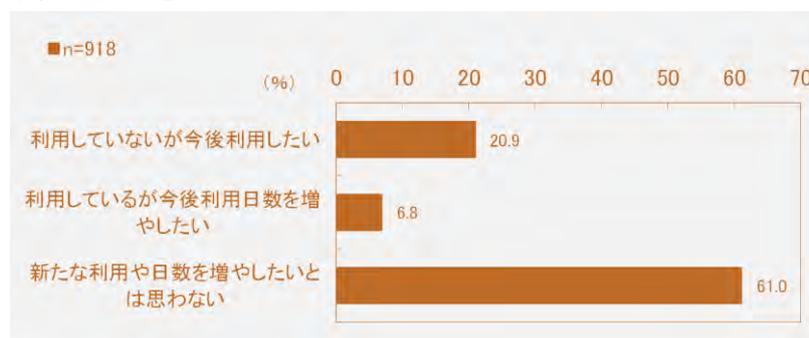
### ④現在利用している地域子育て支援拠点事業

○「利用していない」が83.1%で最も多く、次いで「地域子育て支援事業」が11.7%、「その他北茨城市で実施している同様の事業」が5.8%です。



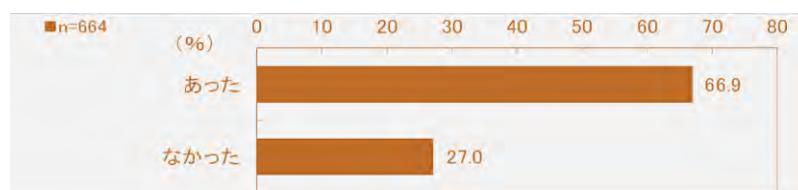
### <地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向>

○「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」が61.0%で最も多く、次いで「利用していないが今後利用したい」が20.9%、「利用しているが今後利用日数を増やしたい」が6.8%、「利用しているが今後利用日数を増やしたい」が6.8%です。



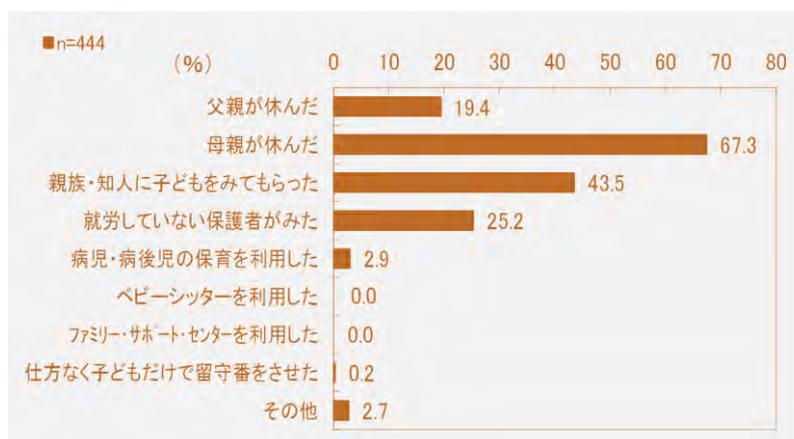
### ⑤病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったこと

○「あった」が66.9%、「なかった」が27.0%となっています。なお、年齢別では、2歳以下で「あった」割合が高い傾向がみられます。



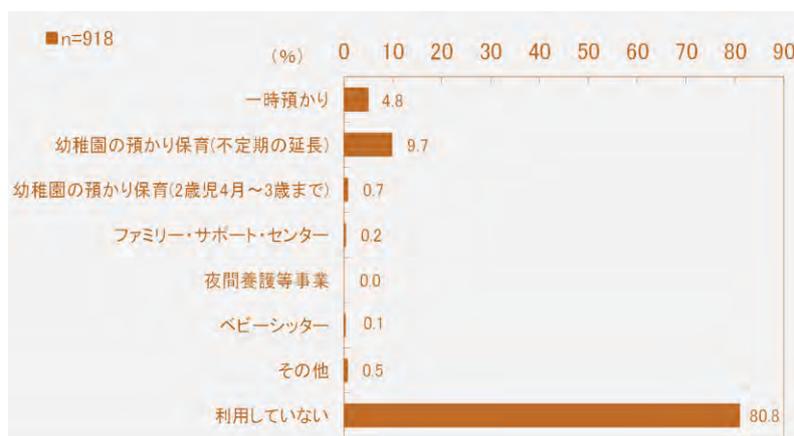
### <病気やケガの時の対処方法>

○「母親が休んだ」が67.3%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が43.5%、「就労していない保護者がみた」が25.2%です。



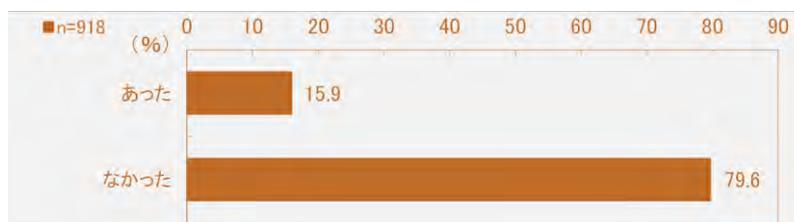
### ⑥不定期的に利用している事業（私用、親の通院、不定期の就労等の目的）

○「利用していない」が80.8%で最も多くなっています。具体的に利用している事業は「幼稚園の預かり保育(不定期の延長)」が9.7%、「一時預かり」が4.8%、「幼稚園の預かり保育(2歳児4月～3歳まで)」が0.7%、「ファミリー・サポート・センター」が0.2%、「夜間養護等事業」が0.0%、「ベビーシッター」が0.1%、「その他」が0.5%です。



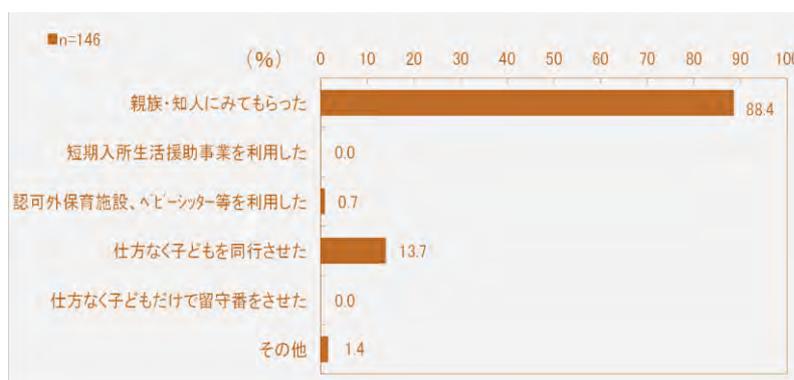
### ⑦泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないこと

○「なかった」が79.6%、「あった」が15.9%となっています。



### <対処方法>

○対処方法は「親族・知人にみてもらった」が88.4%と多数を占めています。



## ⑧放課後児童クラブの利用状況・利用意向 \* 就学児童

### 1) 放課後児童クラブの利用状況

- 「利用していない」が87.2%、「利用している」が11.5%です。



### 2) 今後の放課後児童クラブの利用意向

- 「今後も利用しない」が85.5%、「利用したい」が10.1%です。

- 利用したい方の週当たり利

用日数は「週5日」が38.9%

で最も多く、次いで「週3

日」が15.9%です。なお、

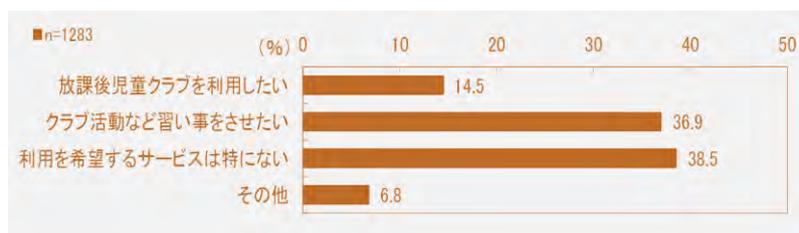
利用したい方の土・日の利

用希望は「なし」が45.1%、「ある」が39.8%となっています。



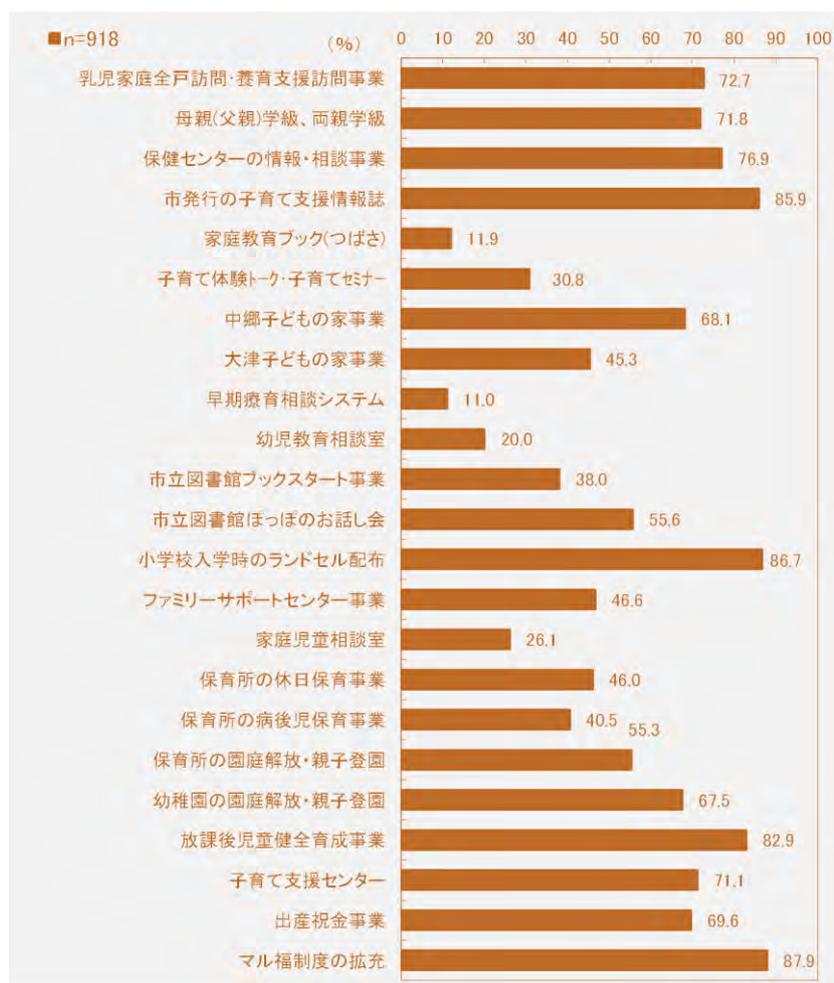
## ⑨小学4年生以降の希望する放課後の過ごし方 \* 就学児童

- 「利用を希望するサービスは特にない」が38.5%で最も多く、次いで「クラブ活動など習い事をさせたい」が36.9%、「放課後児童クラブを利用したい」が14.5%です。



## ⑩市の事業の認知度

○「マル福制度の拡充」が87.9%で最も多く、次いで「小学校入学時のランドセル配布」が86.7%、「市発行の子育て支援情報誌」が85.9%となっています。

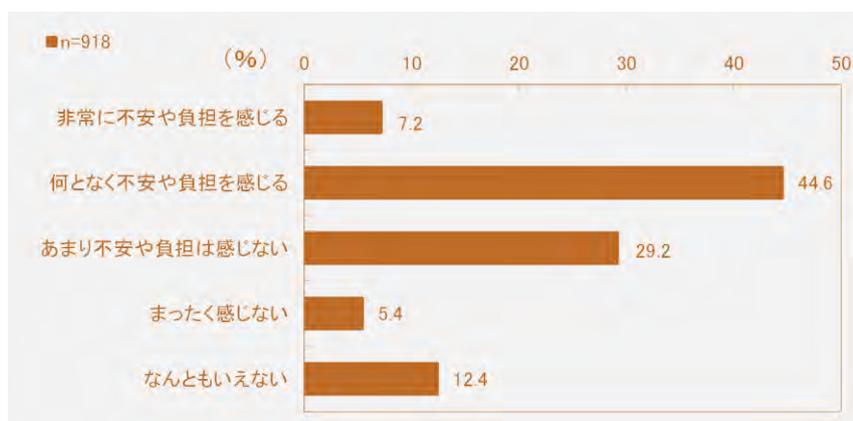


## (4) 子育てについての不安・楽しみ

### ①子育てに関して不安感や負担感を感じること

#### <就学前>

○「何となく不安や負担を感じる」が44.6%で最も多く、次いで「あまり不安や負担は感じない」が29.2%、「なんともいえない」が12.4%です。



### <就学児童>

○「何となく不安や負担を感じる」が35.9%で最も多く、次いで「あまり不安や負担は感じない」が27.4%、「なんともいえない」が18.9%となっています。



### ②子育てに関する日頃の悩み、気になること

○「食事や栄養に関すること」が39.7%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」が37.6%、「病気や発育・発達に関すること」が34.9%です。



### ③気軽に相談できる人や場所

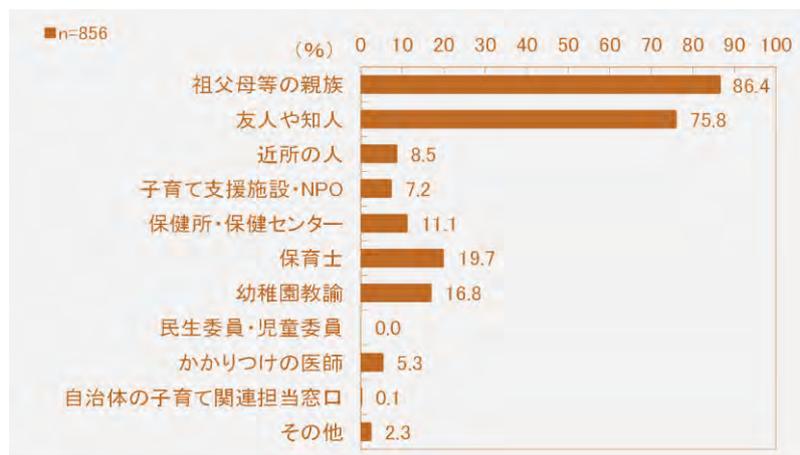
○「いる／ある」が93.2%、「ない」が4.5%です。



(「いる／ある」に○をつけた方)

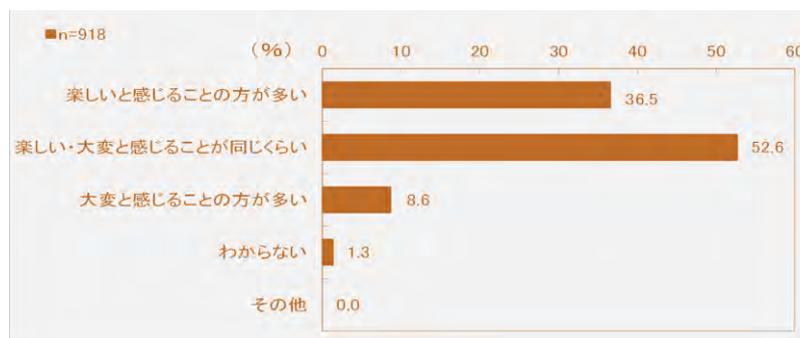
### <子育てについて気軽に相談できる相手先>

○「祖父母等の親族」が86.4%で最も多く、次いで「友人や知人」が75.8%、「保育士」が19.7%です。



### ④子育てについて感じること

○「楽しい・大変と感ずることが同じくらい」が52.6%で最も多く、次いで「楽しいと感ずることが多い」が36.5%、「大変と感ずることが多い」が8.6%です。

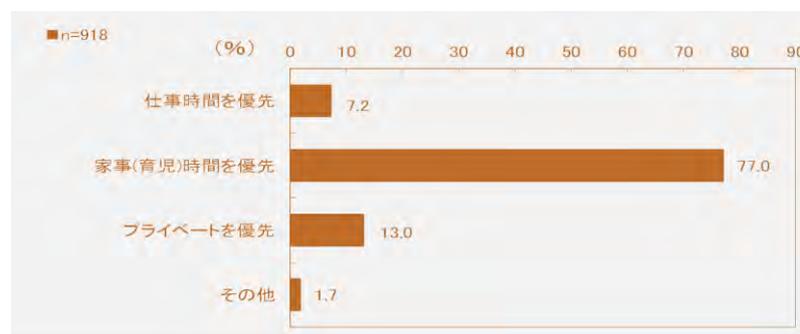


## (5) 仕事時間とプライベートの優先度

### <就学前>

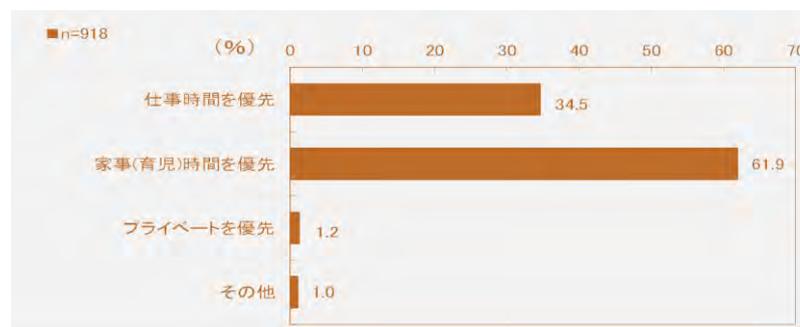
希望

○希望では「家事(育児)時間を優先」が77.0%で最も多く、次いで「プライベートを優先」が13.0%、「仕事時間を優先」が7.2%となっています。



現実

○現実では「家事(育児)時間を優先」が61.9%で最も多く、次いで「仕事時間を優先」が34.5%、「プライベートを優先」が1.2%となっています。



## <就学児童>

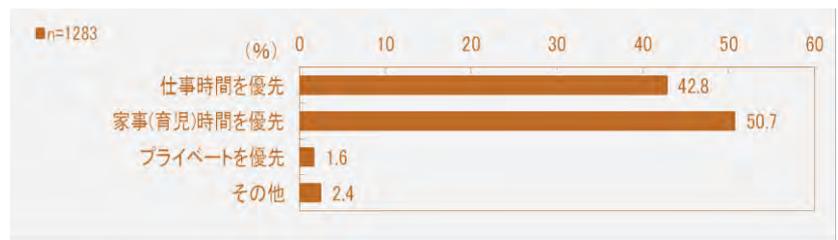
### 希望

○希望では「家事（育児）時間を優先」が70.9%で最も多く、次いで「プライベートを優先」が17.1%、「仕事時間を優先」が7.7%となっています。



### 現実

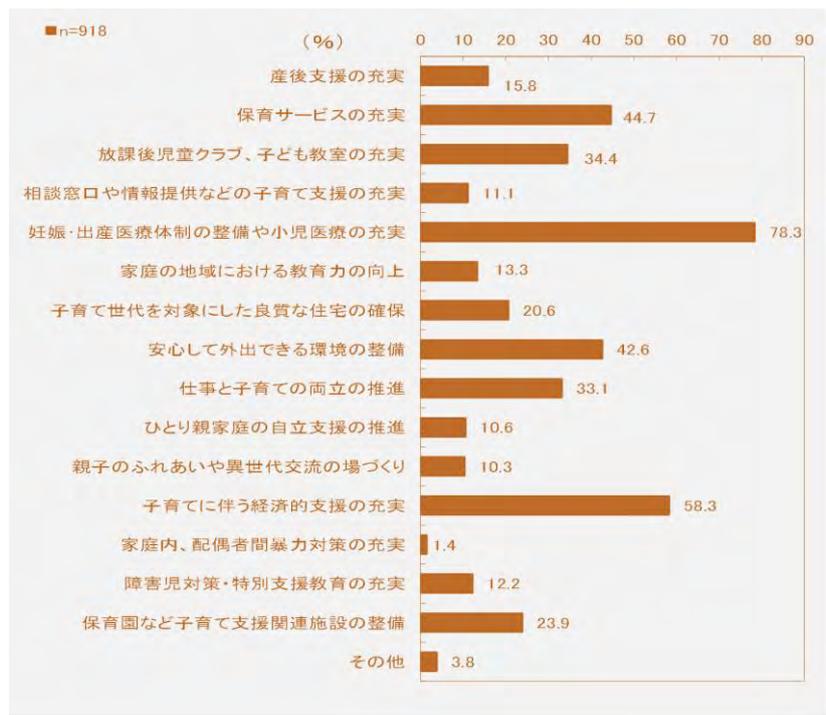
○現実では「家事（育児）時間を優先」が50.7%で最も多く、次いで「仕事時間を優先」が42.8%、「プライベートを優先」が1.6%となっています。



## (6) 市の施策について

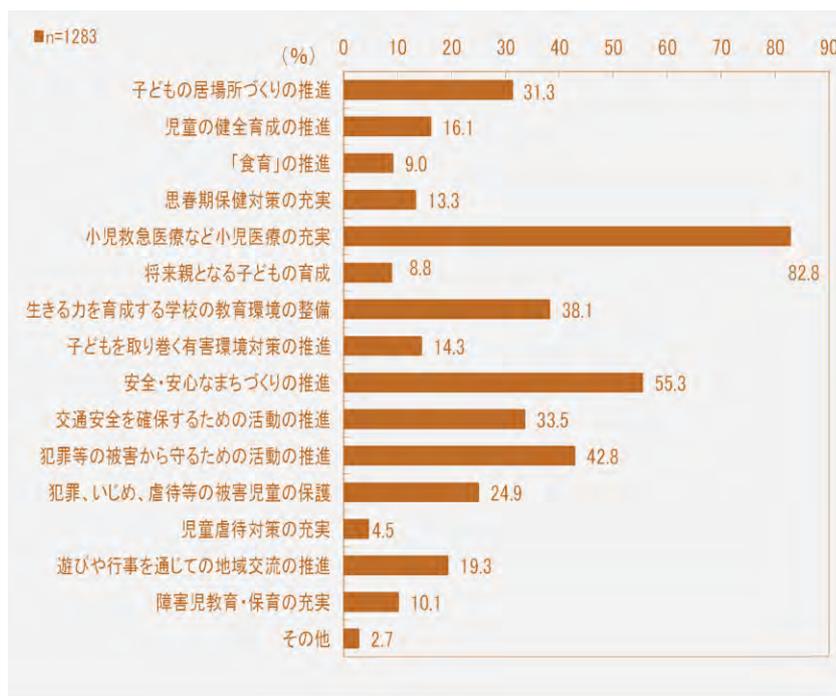
### ①市が重点的に取り組む必要性が高い施策

○「妊娠・出産医療体制の整備や小児医療の充実」が78.3%で最も多く、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」が58.3%、「保育サービスの充実」が44.7%です。



## ②市が重点的に取り組む必要性が高い施策 \* 就学児童

○「小児救急医療など小児医療の充実」が82.8%で最も多く、次いで「安全・安心なまちづくりの推進」が55.3%、「犯罪等の被害から守るための活動の推進」が42.8%です。



## 資料2 北茨城市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日  
条例第14号

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、北茨城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

（北茨城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 北茨城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年北茨城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 資料3 北茨城市子ども・子育て会議委員名簿

No.	団体名等	役職名等	氏名	備考
1	公募委員	保護者	山崎 英子	
2	公募委員	保護者	岩瀬 忍	
3	事業主代表（幼稚園）	（学）豊田学園理事長 （旭幼稚園）	豊田 海洋	
4	事業主代表（保育所）	（福）清和会理事長 （みなみ保育園）	小池 健	
5	事業主代表（児童クラブ）	（福）丸昌会理事長 （中郷フレンドリークラブ）	渡邊 操	
6	労働者代表（連合北茨城協議会推薦）	武蔵野化学労働組合代表	鈴木 康治	
7	学校代表者	中妻小学校長	戸倉 雅子	
8	市議会議員代表	文教厚生委員長	蛭田 千香子	副会長
9	学識経験者	東北福祉大学教授	三浦 剛	
10	学識経験者	元教育委員	大塚 淳子	
11	社会福祉協議会 （子育て支援事業従事者）	事業推進課長	瀧 利博	
12	北茨城市	副市長	石田 奈緒子	会長
13	北茨城市	市民福祉部長	神尾 武仁	H26.3.31まで
			高星 秀穂	H26.4.1から
14	北茨城市	教育次長	滑川 精一	
15	北茨城市	保健センター 未就学児担当保健師	篠原 はるみ	H26.3.31まで
		健康づくり支援課 未就学児担当保健師	安島 はるな	H26.4.1から

※平成26年4月1日、市の機構改革により保健センターが健康づくり支援課となる。

## 資料4 子ども・子育て会議のこれまでの経過

年度	月日	内容
平成25年度	8月26日	第1回北茨城市子ども・子育て会議 (1)概要説明 (2)ニーズ調査(案)について (3)その他
	9月～10月	就学前・就学児童の子育て家庭へのアンケート調査の実施
平成26年度	3月25日	第2回北茨城市子ども・子育て会議 (1)次世代育成計画の検証について (2)新制度実施計画における区域の設定について (3)ニーズ調査結果を踏まえた「保育に欠ける児童」の基準時間の設定について (4)今後の審議内容とそのスケジュールについて (5)その他
	5月27日	第1回北茨城市子ども・子育て会議 (1)北茨城市子ども・子育て支援事業計画について (2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みの考え方について (3)策定スケジュールについて (4)その他
	6月25日	第2回北茨城市子ども・子育て会議 (1)量の見込みの設定及び確保方策について (2)子どもをとりまく現状・課題について (3)その他 ○利用者負担について ○次回日程について
	8月19日	第3回北茨城市子ども・子育て会議 (1)量の見込みの設定及び確保方策について (2)新計画の策定について (3)その他 ○子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)について
	11月27日	第4回北茨城市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2)子ども・子育て支援新制度における保育料(案)について (3)その他
	1月20～2月9日	パブリックコメント実施
	2月24日	第5回北茨城市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2)子ども・子育て支援新制度における保育料(案)について (3)子ども・子育て支援法に基づく過料の規定について (4)その他

## 北茨城市子ども・子育て支援プラン

---

発 行 平成 27 年 3 月

発行者 茨城県北茨城市

編 集 北茨城市 市民福祉部社会福祉課

〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630

電 話 : 0293 (43) 1111

F A X : 0293 (43) 6155

<http://www.city.kitaibaraki.lg.jp>



